

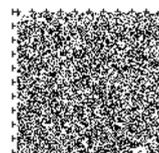
# 第3次杉戸町地域福祉計画

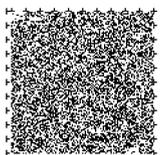
杉戸町再犯防止推進計画  
杉戸町成年後見制度利用促進基本計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

令和6年3月

杉 戸 町





## はじめに



近年、少子高齢化が急速に進み、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する傾向を示しています。また、児童虐待や生活困窮・貧困、若者・高齢者のひきこもりなど、支援を必要とする方々が増加してきており、福祉課題の多様化・複雑化が進んでいます。

このような中、地域の生活課題を解決・改善していくためには、「お互いに支え・支えられる地域のつながり」を築き、地域住民、関連組織・団体、行政が連携していくことが必要不可欠となります。

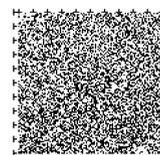
このような状況を踏まえ、地域共生社会を基盤とした地域福祉を推進していくために、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）及び地域の福祉関係者が連携・協働する指針として、第3次杉戸町地域福祉計画を策定いたしました。

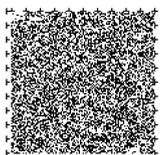
本計画は、新しく「多様な人々とつながり 助け合い みんなで支えるまちづくり」の基本理念を掲げ、「地域福祉を進める「基盤」づくり」、「支え合い・助け合いの「ひと」づくり」、「「地域のつながり」づくり」、「安心・安全な暮らしの「しくみ」づくり」という4つの基本目標に沿って取り組み、新たに町の杉戸町再犯防止推進計画・杉戸町成年後見制度利用促進基本計画の内容も含まれております。

結びに、本計画の策定に御尽力いただきました地域福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました皆様、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

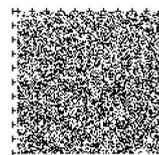
杉戸町長 窪田裕之

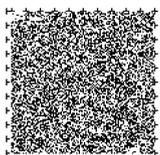




# 目次

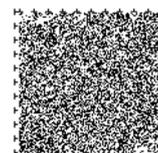
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の性格と位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画策定の手法	7
(1) 策定の体制	7
(2) 地域福祉に関する町民意識調査の実施	7
(3) パブリックコメントの実施	7
第2章 町の地域福祉をめぐる現状と課題	9
1 杉戸町の概況	11
2 地域の福祉活動の状況	17
3 町民意識調査結果からみえる現状・課題	22
4 福祉等各分野における近年の動向	30
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	35
2 計画の基本目標	36
3 計画の展開（施策体系）	38
4 計画とSDGsとの関係	39
第4章 計画の具体的内容（施策の展開）	41
基本目標1 地域福祉を進める「基盤」づくり	44
基本目標2 支え合い・助け合いの「ひと」づくり	50
基本目標3 「地域のつながり」づくり	56
再犯防止対策の推進（杉戸町再犯防止推進計画）	60
基本目標4 安心・安全な暮らしの「しくみ」づくり	64
「成年後見制度」利用の促進（杉戸町成年後見制度利用促進基本計画）	70
第5章 計画の推進と進行管理	77
1 推進・進行管理の考え方 ～計画の着実な推進に向けて	79
資料編	83
1 策定経緯	85
2 杉戸町地域福祉計画推進協議会設置要綱	86
3 杉戸町地域福祉計画推進協議会委員名簿	87
4 杉戸町地域福祉計画策定検討委員会設置規程	88
5 杉戸町地域福祉計画策定検討委員会委員名簿	89

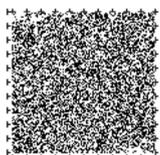




---

# 第 1 章 計画の概要





## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 策定の背景 ～「第1次計画」の策定

かつての、家庭や地域でお互いに支え合う伝統的な機能が弱まるとともに、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、一昔前の“ご近所”のイメージそのものが変わりつつあります。

また、少子高齢社会の急速な進行や社会経済の荒波の中で、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等が厳しい状況に置かれています。

一方、生活不安やストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、引きこもり、孤立といった社会問題を引き起こしています。

こうした社会や地域の状況、それぞれが抱えているさまざまな問題から、「地域福祉」に対するニーズはますます増大・多様化してきました。

このようななか、平成11年6月に「社会福祉基礎構造改革について」として、社会福祉事業法などの改正法骨子案が示されました。これを受けて、平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、この法律の目的の1つとして、「地域福祉の推進」が基本理念として掲げられました。

そこで、本町では地域住民が抱えるさまざまな生活課題に対して、町が地域で行う取組みの方向性や基本的な考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものとして、平成25年3月に「第1次杉戸町地域福祉計画」を策定しました。

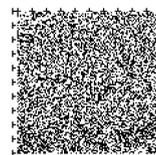
社会福祉法からの抜粋

#### (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とするほかの法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### ◎「地域福祉」とは・・・

地域において人々が安心して暮らせるよう、町民・団体・行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方は、具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的サービスや町民・ボランティア団体などによる支え合いの取組みなどを相互に生かしながら、町民の福祉ニーズに応じていくものです。



## (2) 「第2次計画」の策定

「第1次計画」策定後、「成年後見制度」の利用の促進についてその基本理念を定め、国の責務等を明らかにした「成年後見制度利用促進法」が平成28年5月に施行され、内閣府に「成年後見制度利用促進会議」と「成年後見制度利用促進委員会」を置き、制度の利用の促進に関する施策を総合的・計画的に推進するように図られています。

また、平成28年7月には、国に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会の実現」が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が、制度・分野ごとの“縦割り”や「支え手・受け手」という関係を超え「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

さらに、平成29年に社会福祉法が改正され、「地域福祉計画」に盛り込むべき事項として、従来からの3つの事項に加えて「・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「・包括的な支援体制の整備に関する事項」の2つが示されました（※平成30年4月1日施行）。

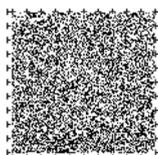
以上の内容も踏まえながら、平成29年度で終了する計画の後継として、「第2次杉戸町地域福祉計画」を策定しました。

## (3) 最近の情勢と「第3次計画」の策定

「第2次計画」策定後、少子高齢化やひとり暮らし高齢者の増加が進行し、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、地域紛争の発生など不安定な世界情勢に起因する物価高騰等の社会的要因も重なり、外出や地域住民同士の交流の機会が減少して心理的・経済的に困窮する人が増加するなど、日常生活に大きな影響が生じています。また、複数の困りごとがありながら支援を受けられていない人や世帯、経済的な困窮を背景にさまざまな問題に直面する人や世帯など、既存の制度による支援では不十分であったり各制度の狭間にあたりするという課題が顕在化し、高齢者、障がいのある人、子ども・若者、生活困窮、健康、医療等の分野を超えた対策の必要性が高まっています。

また、保健福祉の分野ごとに構築された包括的支援体制を地域全体で円滑に機能させるべく、「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

以上の内容も踏まえながら、令和5年度で終了する計画の後継として、この度「第3次杉戸町地域福祉計画」を策定することとしました。



## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 計画の性格

本計画は、地域住民が抱えるさまざまな生活課題に対して、町が地域で行う取り組みの基本的な考え方や方向性を示し、今後施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものであり、言わば「地域福祉」を推進するための基本計画的な役割を担うものです。

### (2) 計画の法的位置づけ

本計画は、改正社会福祉法の第107条によって定められた「市町村地域福祉計画」として策定したものです。

また、「市町村再犯防止推進計画」である「杉戸町再犯防止推進計画」、及び「市町村成年後見制度利用促進基本計画」である「杉戸町成年後見制度利用促進基本計画」を含めた計画となっております。

社会福祉法からの抜粋

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

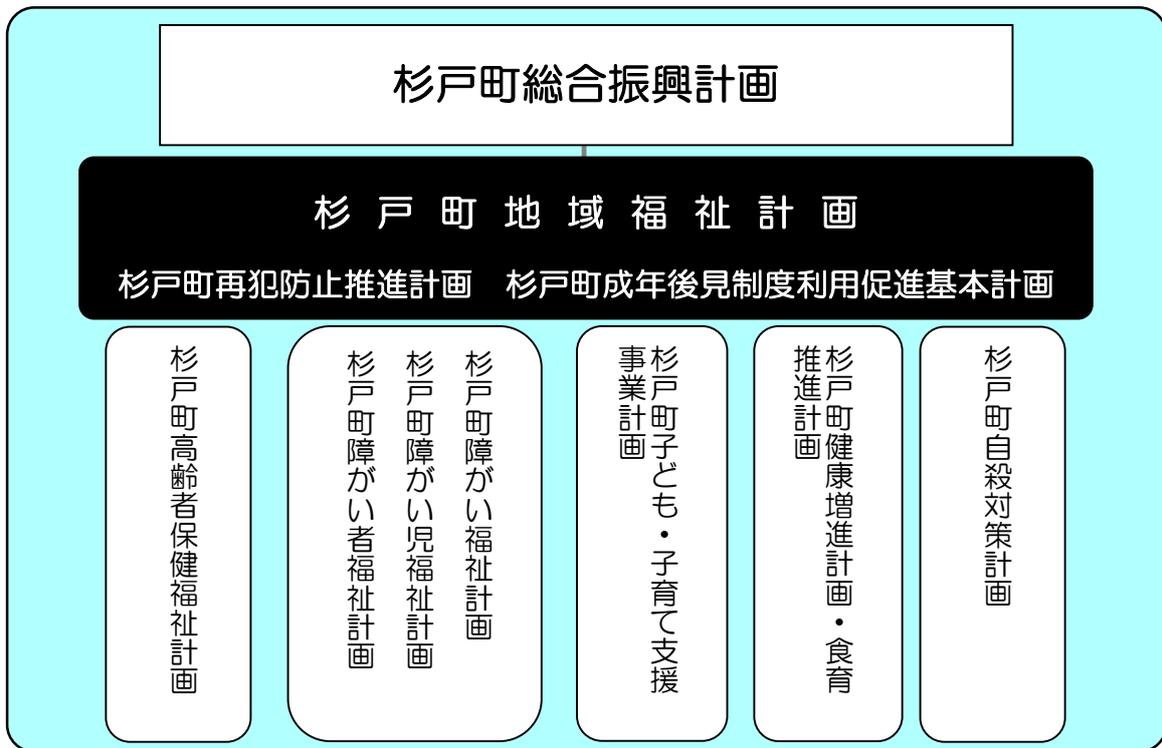
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



### (3) 他の計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条による「市町村地域福祉計画」であり、町の「総合振興計画」を上位計画とし、その「地域福祉」に関する事項を具体化するものです。

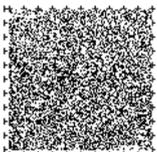
「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」、「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい者福祉計画」・「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などの福祉における分野別計画の上位計画であり、「総合振興計画」との中間に位置します。また、福祉の分野別計画と横断的に関わるもので、それらの計画と連携・整合を図り、地域福祉を効果的に推進するための計画です。



### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。なお、社会情勢の変化や法制度の変更などにより、必要に応じて見直しを行います。

年度	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
杉戸町地域福祉計画	第2次【前計画】											
						(見直し)	第3次【本計画】 (令和6～11年度)					



## 4 計画策定の手法

計画策定にあたっては、地域福祉推進の主体である町民等の意見を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（生活課題）とそれに対応する必要な取組みを明らかにするため、地域福祉推進の主体である町民などの考えを、町民意識調査などを通して本計画に反映させました。

また、この計画は、高齢者や障がい者、子どもなどに関する各種計画との整合及び連携を図る必要性があるため、全庁的な体制で策定に取り組みました。

### （1）策定の体制

- ・「計画推進協議会」での協議・検討

町民の代表や関係機関・団体などから構成される「杉戸町地域福祉計画推進協議会」に本計画の「策定委員会」の機能を担っていただき、地域福祉推進のための施策などを協議・検討していただきました。

- ・「計画策定検討委員会」の設置

町の庁内に「杉戸町地域福祉計画策定検討委員会」を設置し、「総合振興計画」や各課の所管する分野別計画との整合を図りました。

- ・「計画策定検討委員会 作業部会」の設置

「計画策定検討委員会」に、実務的な調査・研究を行うための「作業部会」を設置しました。

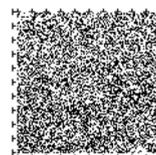
### （2）地域福祉に関する町民意識調査の実施

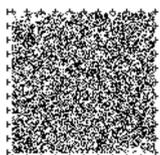
地域福祉に関する町民の意識や要望・意見などを把握し、計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、「町民意識調査」を実施しました。

### （3）パブリックコメントの実施

本計画の素案を町ホームページなどで公表して※パブリックコメントを実施し、町民等からの意見を計画に反映させることに努めました。

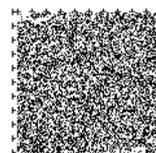
※「パブリックコメント」とは、町の基本的な施策などを策定する過程で、事前にその案を広く公表して町民などが意見を述べることができる機会を設け、その意見に対する町の考え方も公表していく一連の手続きのこと。

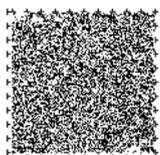




---

## 第2章 町の地域福祉をめぐる現状と課題





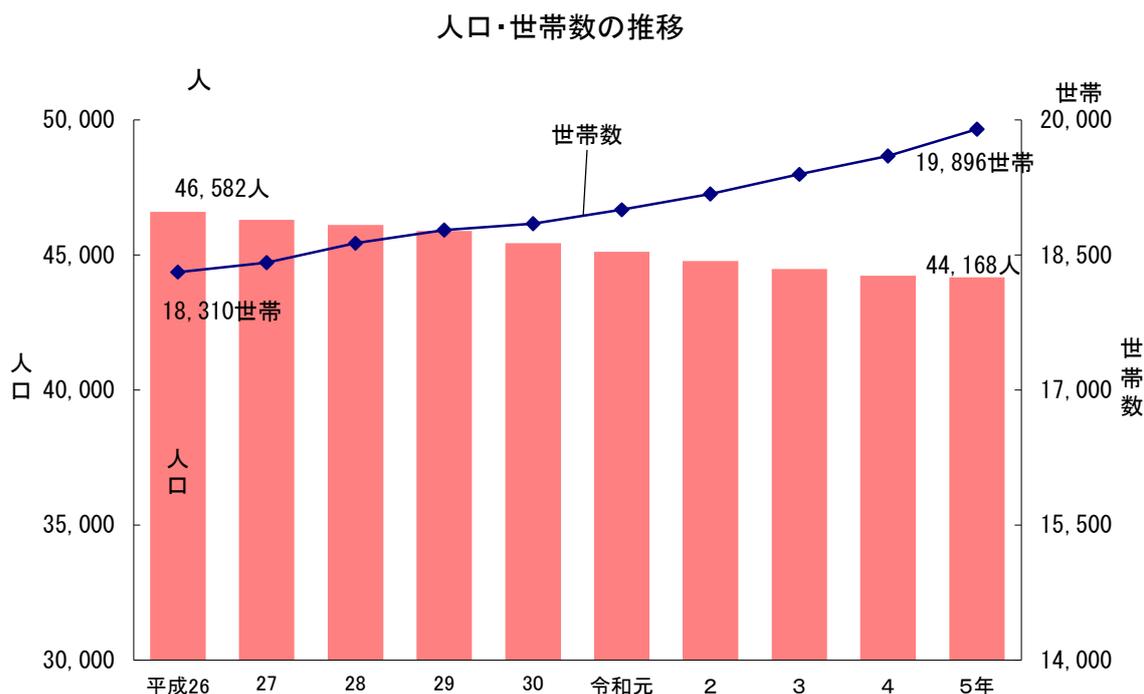
## 1 杉戸町の概況

### (1) 人口・世帯の状況

#### ① 総人口、世帯、人口構成（年齢3区分）

～ 近年は人口が年々減少、世帯数は増加を示しており、世帯が小規模化している

本町の総人口（各年1月1日現在）は、減少を続けており、令和5年1月1日現在で44,168人となっています。平成26年（46,582人）と比べると、5.2%の減となっています。



注：各年1月1日現在

資料：埼玉県町(丁)字別人口調査

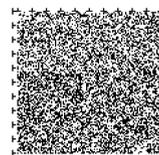
世帯数については、近年は年々増加する傾向にあり、平成26年の18,310世帯から、令和5年には19,896世帯へと増加しています（増加率8.7%）。

1世帯当たりの平均人員数は、総人口が減少して世帯数が増加しているため、平成26年の2.5人から令和5年の2.2人へと減少しています。世帯の小規模化が進行していることがうかがえます。

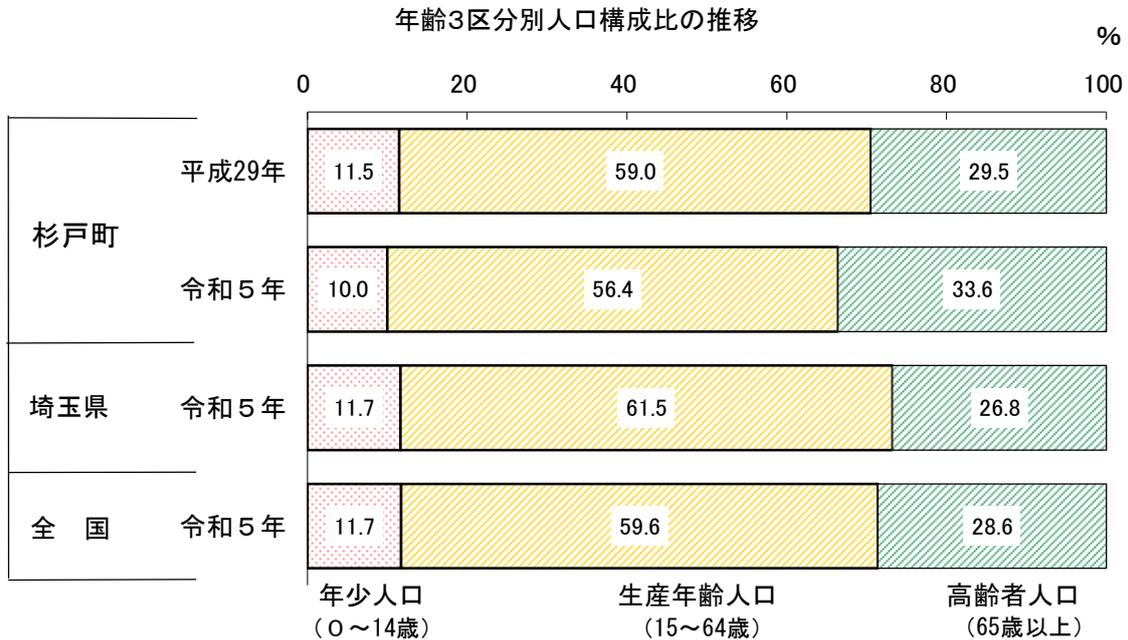
#### ～ 少子・高齢化が進行している

本町においても少子・高齢化は着実に進み、年齢3区分別人口構成は、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、老年人口（高齢者人口、65歳以上）の割合が増加する傾向が続いています。

令和5年では、年少人口10.0%、生産年齢人口（15～64歳）56.4%、老年人口33.6%となっています。



全国・埼玉県の結果と比較すると、年少人口は国・県を下回り、老年人口は上回っています。

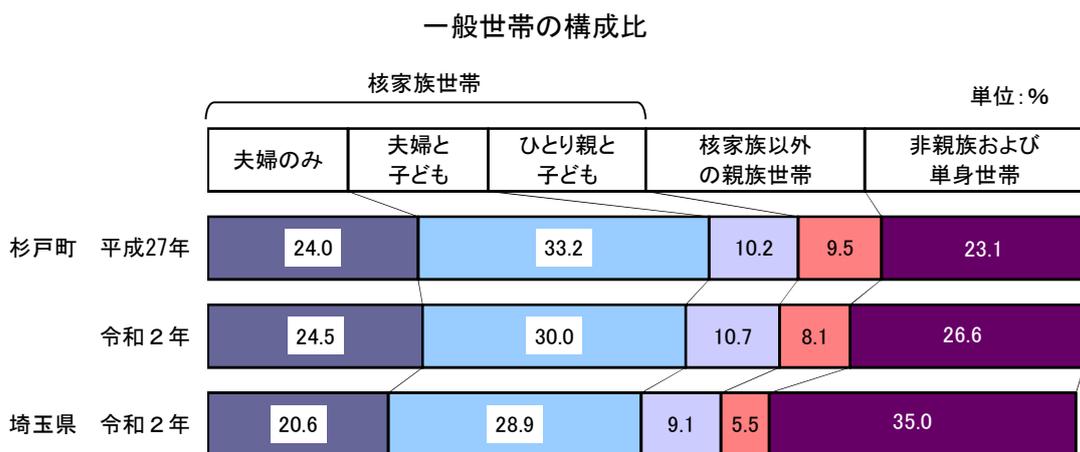


注：各年1月1日現在

資料：埼玉県町(丁)字別人口調査  
総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

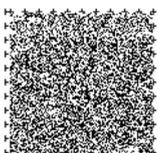
～ 県に比べて3世代同居が多いが、以前よりは少なくなっている

世帯構成では、県全体に比べ「その他（核家族以外）の親族世帯」すなわち3世代の同居世帯の割合が2.6ポイント多いものの、以前に比べて非親族・単身世帯や、夫婦のみ世帯の割合が増加しています(国勢調査結果〔各年10月1日現在〕より)。



資料：国勢調査

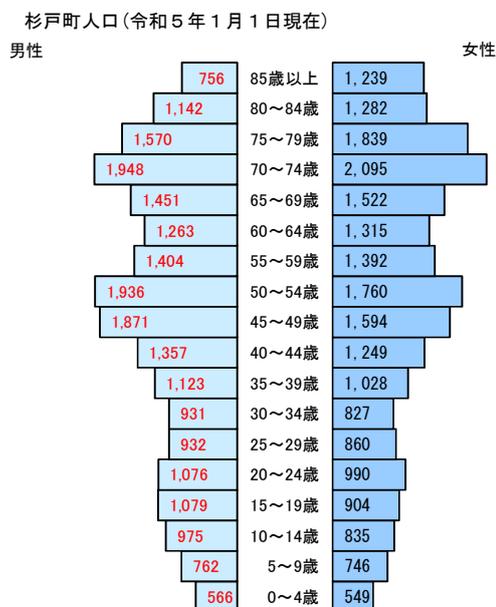
注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。



②人口構造

～ “つぼ型” の人口ピラミッドになっており、将来の人口減少が予測される

令和5年1月1日現在の本町の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来における人口減少が予測される“つぼ型”になっています。年齢階層別の人口規模では、70～74歳のいわゆる「団塊の世代」の人口が男女ともに最も多く、合わせると総人口の9.2%を占めています。



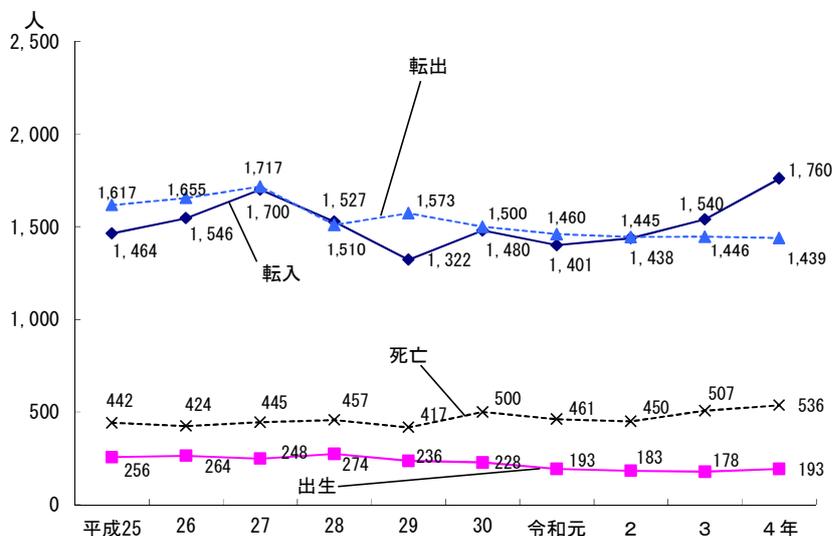
資料：埼玉県町(丁)字別人口調査

③自然動態・社会動態の状況

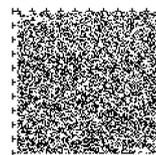
～ 近年は常に死亡が出生を上回っており、自然増減については自然減が続く

転入・転出については、平成29年以降、転出者数が転入者数を上回るかほぼ同数となっていました。また、出生・死亡については、近年は、死亡数が出生数を上回る傾向が続いています。

人口動態の推移



資料：住民基本台帳



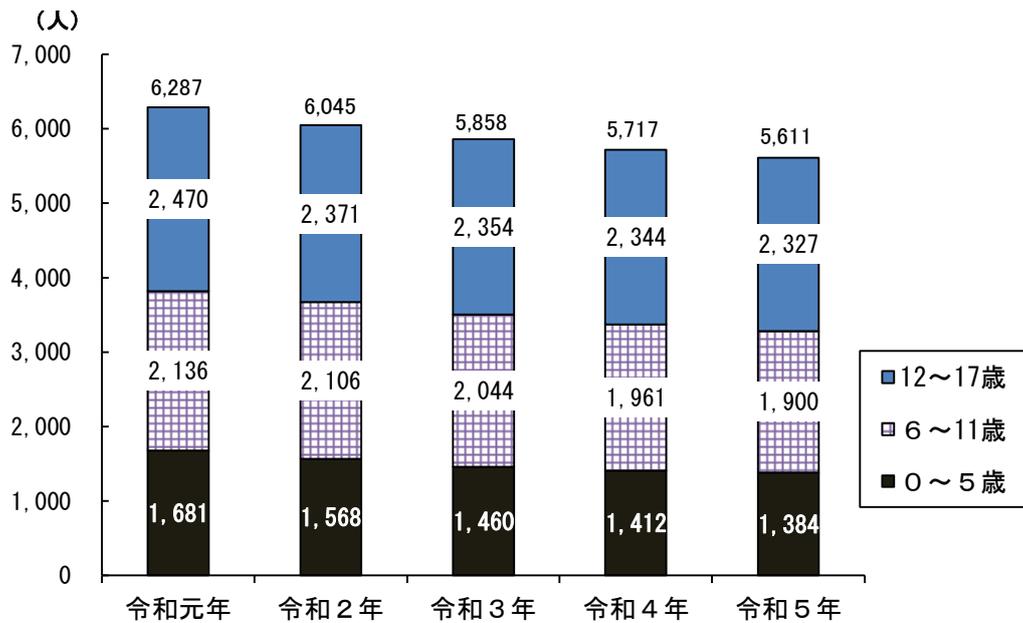
## (2) 子どもの状況

### ① 児童人口

～0歳から17歳の児童人口が、年々減少している

児童人口については、年々減少を示しており、令和5年1月1日現在では5,611人となっています。

児童人口の推移



注：各年1月1日現在

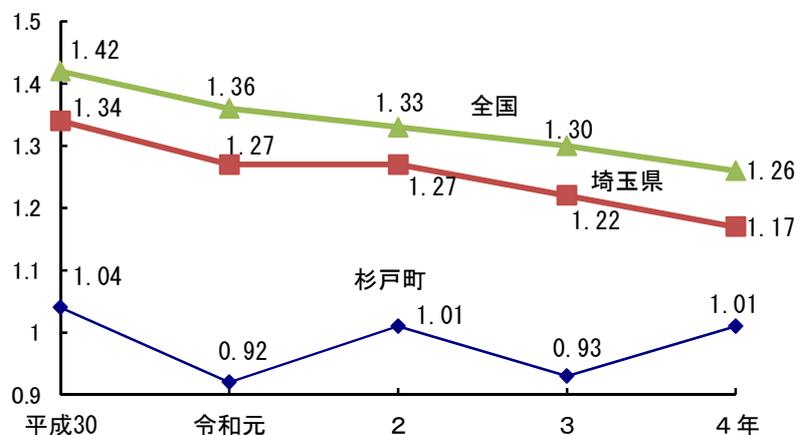
資料：埼玉県町(丁)字別人口調査

### ② 合計特殊出生率

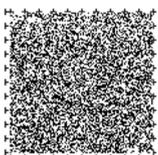
～近年は、常に国・県の値を下回っている

合計特殊出生率をみると、ここ数年は増減を繰り返していますが、同期間における国・埼玉県の数値を常に下回っており、令和4年では1.01となっています。

合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計、全国は厚生労働省人口動態調査



(3) 高齢者、障がいのある人等の状況

～ 支援が必要になる可能性の高い人が増加している

① 高齢者、要支援・要介護認定者の状況

高齢者のいる一般世帯の割合は増加傾向にあり、令和2年で51.7%と、県を12.4ポイント上回っています。

また、高齢者単身世帯（ひとり暮らし）・高齢者夫婦世帯とも増加傾向にあり、ともに世帯数・割合とも増加しています。

高齢者のいる世帯の状況

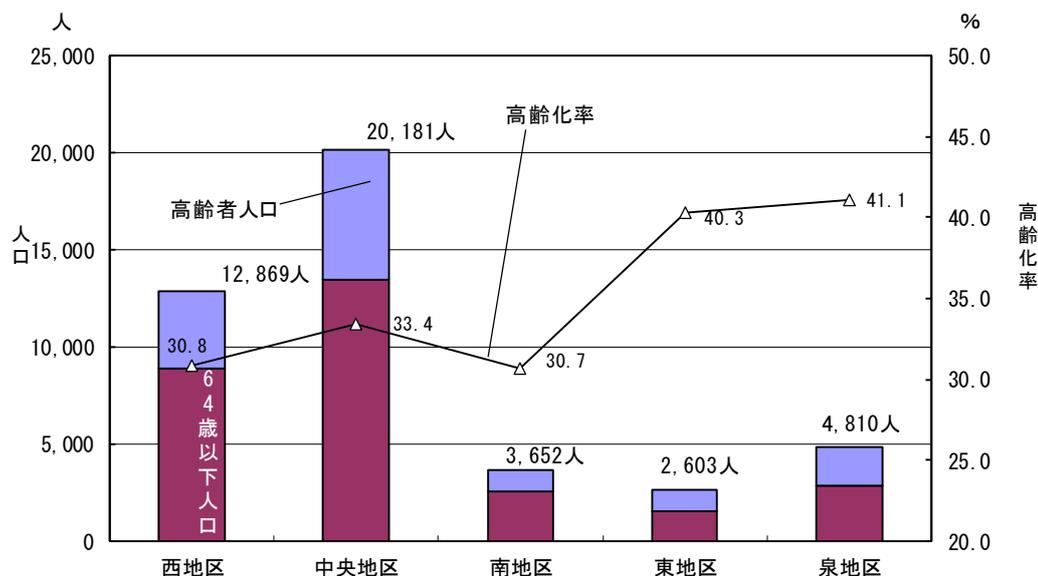
単位：世帯、%

区 分	杉戸町				埼玉県	
	平成27年		令和2年		平成27年	令和2年
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	構成比	
一般世帯数	17,321	100.0	17,680	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる一般世帯数	8,320	48.0	9,148	51.7	39.1	39.3
高齢者単身世帯数	1,571	9.1	2,023	11.4	9.3	10.5
高齢者夫婦世帯数	2,639	15.2	2,944	16.7	11.6	11.9
夫婦とも65歳以上	2,250	13.0	2,649	15.0	10.0	10.7

資料：国勢調査

町内を5地区に分け高齢化率を比較すると、泉地区41.1%、東地区40.3%、中央地区33.4%、西地区30.8%、南地区30.7%の順で、高齢化率が高くなっています。

地区別人口・高齢化率

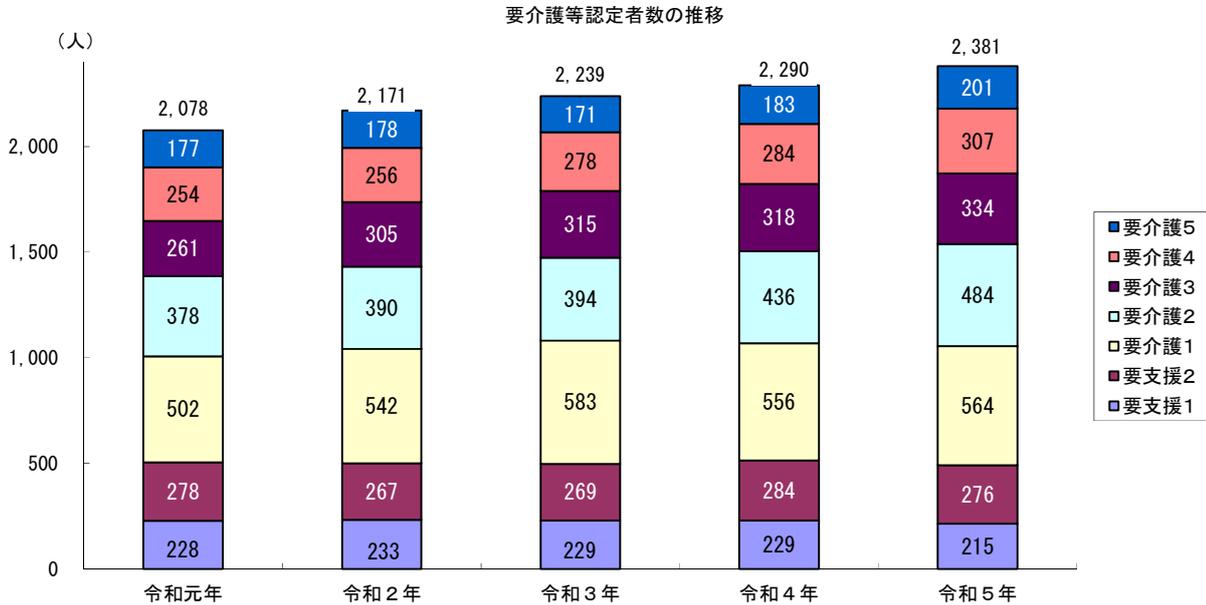


令和5年4月1日現在

資料：杉戸町高齢介護課



要支援・要介護認定者総数については、年々増加し、令和5年では2,381人となっており、同元年から、300人以上も増加しています。特に「要介護2」の人数が大きく増加しています。



資料：杉戸町高齢介護課

## ② 障害者手帳所持者の状況

各障害者手帳の所持者数については、身体障がいでは近年は毎年減少傾向ですが、知的、精神障がいでは、毎年増加してきています。3障がいの合計人数は、平成30～令和4年度の間の各年度で順に2,180人、2,194人、2,226人、2,267人、2,323人と増加しています。

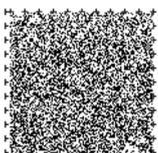
障がい者（児）数（障害者手帳所持者数）の推移

単位：人

年度	身体障がい者	身体障がい 詳細障がい種別内訳					知的障がい者	精神障がい者	合計
		視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい			
H30	1,460	97	89	14	759	501	357	363	2,180
R元	1,457	95	90	15	745	512	367	370	2,194
2	1,455	96	88	16	732	523	376	395	2,226
3	1,442	89	89	17	719	528	388	437	2,267
4	1,430	86	89	17	705	533	412	481	2,323

注：各年度末現在

資料：杉戸町福祉課



## 2 地域の福祉活動の状況

「地域福祉」の担い手として、行政をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及び行政区等の、様々な団体や個人が活動しています。

その主な概要は次のとおりです。

### (1) 杉戸町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図る団体」と規定され、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施などを行うこととされています。

「杉戸町社会福祉協議会」は、平成元年6月に社会福祉法人として設立されました。地域の一人ひとりが抱えている悩みやさまざまな福祉課題を地域全体の課題として捉えるとともに、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、及び関係機関・団体などの参加と協力を得て「共に支え合い誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざした活動を行っています。

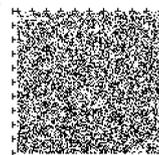
#### 主な事業内容

- リフト付車両の貸出
- 福祉機器の貸出（車いす）
- ベビーベッドレンタル事業
- 理容サービス
- ふれあい家事援助サービス（まごころ・とどけ隊）
- 友愛訪問
- 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）
- 「ボランティアセンター」の運営
- 福祉教育の推進
- 各種福祉資金の貸付
- 食料等配付支援
- 各種相談事業
- すぎとピアの運営管理（指定管理者）
- 居宅介護支援事業
- 訪問介護・障がい者福祉サービス事業 など

### (2) 民生委員・児童委員

「民生委員・児童委員」は、厚生労働大臣から委嘱された公務員（特別職）で、社会奉仕の精神をもって地域住民の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、地域住民の福祉向上のため様々な福祉活動を行っています。また、町や社会福祉協議会などが行う福祉サービスとのパイプ役を果たしています。令和6年1月1日現在、本町では63人の民生委員・児童委員と、児童福祉を専門的に担当する3人の主任児童委員が活動しています。

「杉戸町民生委員・児童委員協議会」では、民生委員・児童委員や主任児童委員が地域福祉の担い手として十分な活動ができるよう、関係機関との連絡調整を行うとともに、研修会や組織運営のための定例会・部会を開催しています。



### (3) 杉戸町福祉ボランティア連絡会

「杉戸町福祉ボランティア連絡会」は、ボランティア間の情報交換や活動調整を図り、相互学習や研修を通じて質的向上をめざすとともに、相互の協力体制の確立を図り活動に広がりを求めることを目的に設立されました。現在は、「杉戸町赤十字奉仕団」、「音訳ボランティア「あいうえお」」、「杉戸手話サークル」、「みみの会」、「杉戸要約筆記サークル「つくし」」、「すぎとクイール」、「杉戸町身体障がい者福祉会」の7団体で構成されています。

また、ボランティア相互の親睦会、研修会、実行委員としていきいきふれあいまつりの企画・運営及び他地域のボランティア団体との交流などの活動を行っています。

#### 主な活動内容

- いきいきふれあいまつり
- ボランティアに関する研修
- ボランティア交流会 など

#### 【各ボランティア団体の活動内容】

##### ◇杉戸町赤十字奉仕団

炊き出し訓練、救急法などの研修など

##### ◇音訳ボランティア「あいうえお」

「声の広報」音訳CD作成・配布、町内刊行物録音・配布、音訳勉強会など

##### ◇杉戸手話サークル

手話を通じた聴覚障がい者の福祉向上や社会参加促進のための情報提供・交流、手話普及のための学校関係手話体験指導アシスタントなど

##### ◇みみの会

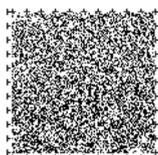
聴覚障がい者のための情報提供「みみだより」の発行、パソコン学習会の開催など

##### ◇杉戸要約筆記サークル「つくし」

要約筆記の技術を学ぶ、聞こえない人の情報保障（PC要約筆記、ノートテイク）など

##### ◇すぎとクイール

視覚障がい者の外出サポート、交流・学習会、情報交換、学校でのガイド体験指導など



## ◇杉戸町身体障がい者福祉会

身体の機能障がいを理由に、不当な差別を受けることがないように、障がいのある人とない人の平等な機会を確保する活動など



いきいきふれあいまつり

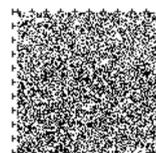
## (4) 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、個人と公共の福祉に寄与することを使命としています。

主な職務として、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、各種調整や相談を行っています。また、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生への理解の啓発活動として「社会を明るくする運動」に取り組むほか、学校、行政その他の関係機関・団体と連携し、更生保護活動を行っています。

## 主な活動内容

○保護観察    ○生活環境調整    ○「社会を明るくする運動」 など



## (5) 行政区

本町では、町全体を 45 の行政区に分け、各行政区に区長を配置しています。区長は、区域内の町民と町との間の重要事項の相互伝達、諸事業への協力、各種団体との連絡調整や社会福祉に関する協力などの業務を行っています。

各行政区では、それぞれの集会所などを拠点に、活発で個性豊かな地域活動が展開されています。また、快適で住み良いまちづくりを推進するため、地域住民の交流と親睦を深めながら連帯意識の強化に努めるとともに、地域のさまざまな問題の解決に取り組んでいます。

### 主な活動内容（\*各行政区ごとに活動内容は異なります。）

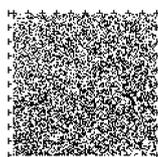
- 行政情報の伝達（広報すぎとやお知らせなどの配布・回覧）
- 防災・防犯活動（防犯パトロール、自主防災組織の活動など）
- 環境美化の推進（地域内の清掃、ゴミ集積所の設置と管理、リサイクル活動など）
- 町民同士の交流・親睦活動（お祭り、敬老会、地域美化活動など）
- 社会福祉活動（「赤い羽根共同募金」、「歳末助け合い募金」など）

## (6) 杉戸町障がい者協議会

「杉戸町障がい者協議会」は、町内在住の身体、知的、精神障がい者とその家族、支援機関など 12 団体が所属し、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、社会への「完全参加と平等」の実現をめざす活動を展開しています。

### 主な活動内容

- 「障がい者週間」事業の実施    ○防災訓練への参加
- 「いきいきふれあいまつり」への協力    など



### (7) 杉戸町老人クラブ連合会

「老人クラブ」は、高齢者自らが相集い、新たな役割を求めて誕生した自主組織で、「老人福祉法」において「老人福祉の増進のための事業」として位置づけられています。活動は「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」に大別され、それぞれ関わりを持ちながら、地域の高齢者が自主的に集まって、社会奉仕や趣味・教養の集いを開いたり、各種スポーツ・レクリエーション活動などの様々な生きがい活動、健康づくり活動を行っています。

「杉戸町老人クラブ連合会」は、単位老人クラブ 21 団体が構成されており、「女性部」をはじめ、「交通安全部」、「グラウンド・ゴルフ部」、「広報部」、「企画部」、「輪投げ部」、「マグダーツ部」があります。

連合会では、単位老人クラブの連絡調整、社会奉仕活動、老人クラブの指導者の養成、会員相互の親睦、福祉、趣味、スポーツ、教養に関する事業などを実施しており、様々な行事に会員が集い、親睦を深めています。

#### 主な活動内容

- 老連まつり
- 趣味の作品展
- マグダーツ大会
- 輪投げ大会
- グラウンド・ゴルフ大会
- 清掃活動
- 「老連だより」の発行 など

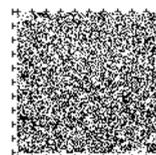
### (8) 杉戸町母子愛育会

「杉戸町母子愛育会」は、母と子を中心に地域の人々とともに地域の健康づくりをめざして活動しています。赤ちゃんからお年寄りまで地域の人々すべてを対象に、健康づくりのお手伝いをしている自主的なボランティア組織です。

「母と子のつどい」など、親子遊びの事業の企画・開催を行っています。

#### 主な活動内容

- メッセージ入りマタニティキーホルダーの配付
- 母子健康手帳カバー配付
- 「ママパパ教室」事業への協力
- 結核予防など啓発普及事業への協力 など



### 3 町民意識調査結果からみえる現状・課題

#### (1) 調査の概要

本計画の策定にあたって、18歳以上の町民を対象に、令和5年7月15日から8月7日にアンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

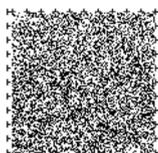
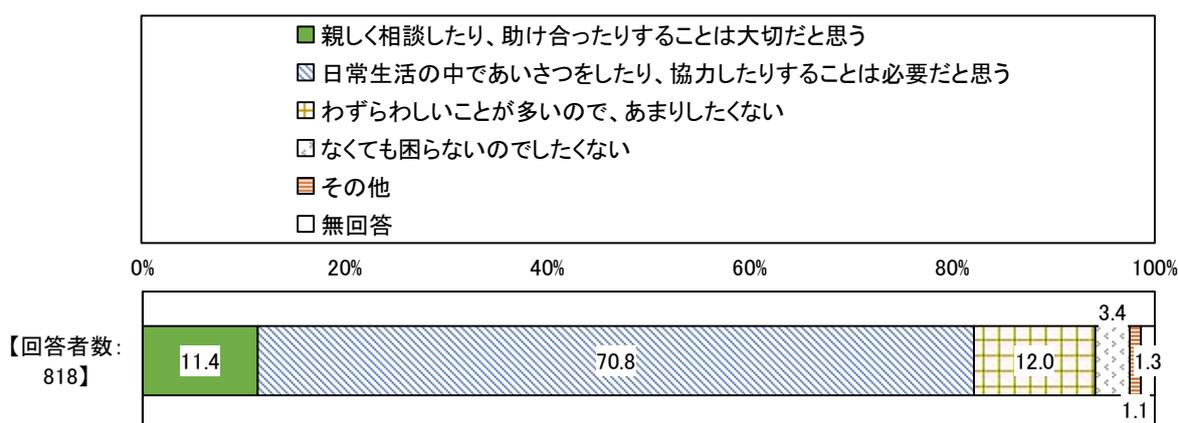
アンケート調査の実施概要

区分	
(1) 対象者数	2,000人
(2) 抽出方法	無作為抽出
(3) 調査方法	郵送配付—郵送回収法 (回収についてはWEB回答も併用。)
(4) 回収結果	
・有効回収数	818人
・有効回収率	40.9%

#### (2) 近所づきあいの程度

近所の人とふだん、どの程度のつきあいをしているかについては、「会えばあいさつする程度のつきあい」という回答が最も多く、次いで「世間話や立ち話をする程度のつきあい」が多くなっています。

また、年齢別でみると、年代が上がるほど「相談や助け合いができるような親しいつきあい」が多くなる傾向があり、「ほとんど（または全く）つきあいはない」は反対に、若年層ほど多くなっています。

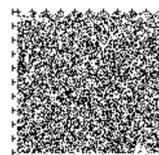


## 性別・年齢別

	回答者数	問2 近所の人とのつきあい					無回答	
		相談や助け合いができるような親しいつきあい	簡単な頼みごと程度ならできるつきあい	世間話や立ち話をする程度のつきあい	会えばあいさつする程度のつきあい	ほとんど(または全く)つきあいはない		
全体	818	7.6	14.1	28.5	42.4	6.7	0.7	
性別	男性	313	6.1	11.2	24.3	51.1	7.3	0.0
	女性	439	8.4	15.3	31.2	37.4	6.6	1.1
	その他	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
年齢	18～19歳	12	8.3	0.0	8.3	75.0	8.3	0.0
	20～29歳	47	2.1	0.0	12.8	66.0	19.1	0.0
	30～39歳	59	0.0	5.1	20.3	61.0	13.6	0.0
	40～49歳	130	5.4	9.2	24.6	51.5	8.5	0.8
	50～59歳	138	5.1	12.3	23.9	49.3	9.4	0.0
	60～64歳	71	8.5	12.7	21.1	56.3	1.4	0.0
	65～69歳	110	9.1	13.6	41.8	31.8	2.7	0.9
	70～74歳	133	6.8	25.6	36.8	25.6	3.8	1.5
	75歳以上	109	19.3	21.1	34.9	22.0	1.8	0.9

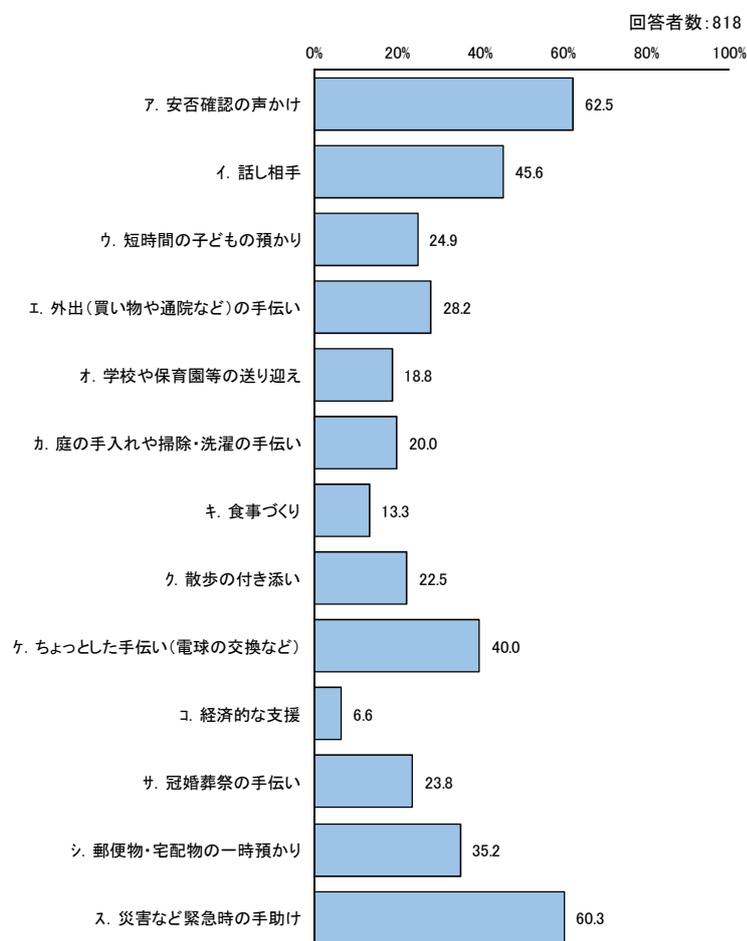
【考察】 日常的な近所づきあいの希薄化が進み、特に若年層でその傾向が強いことがうかがえます。

「地域福祉」の推進のためには、すべての年代における町民同士の日常的なつきあいを進め、お互いに関心を持ち合うことが重要になります。地域の中でふれあうことができる場や機会を確保して、近所の人たちの結び付きを強めるよう図っていくことが必要です。



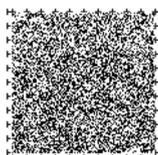
### (3) 近所の人への手助け

近所の人から頼まれた場合、どのようなことをできると思うかについて、「安否確認の声かけ」と「災害など緊急時の手助け」という回答が多く、「話し相手」、「ちょっとした手伝い（電球の交換など）」、「郵便物・宅配物の一時預かり」等が続いています。「経済的な支援」や「食事づくり」等は、回答が少なくなっています。



**【考察】** 災害時における地域の支え合いについての意識が高くなっているのに加え、「安否確認」の日常的な声かけ等に関しても意識の形成が進んできている実態がうかがえます。

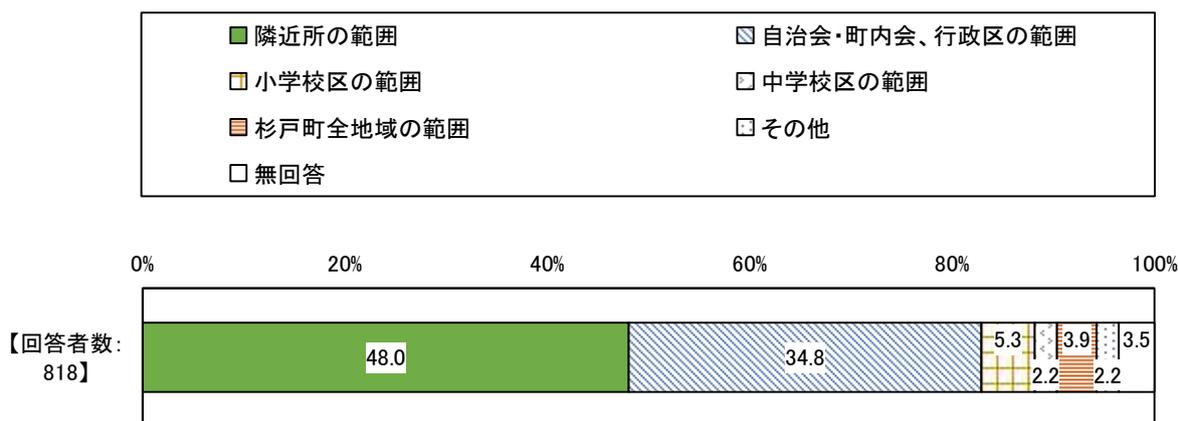
増大する地域の福祉需要に対応していくために、町民一人ひとりが普段から気心の知れた人間関係を築き、「助け合いの心」を持って行動に移していくことが一層重要になります。



(4) 「地域」の範囲

日常生活を営む上で主にかかわり合いを持つ「地域」の範囲として最も近いのは、「隣近所の範囲」との回答がほぼ半数で最も多く、次いで「自治会・町内会、行政区の範囲」が多くなっています。

年齢別でみると、すべての年齢層で「隣近所の範囲」という回答が最も多いですが、次いで多い回答は、10歳代の若年層では「中学校区の範囲」であるのに対し、20歳代以上の層では、30歳代を除いて「自治会、行政区の範囲」となっています。



性別・年齢別

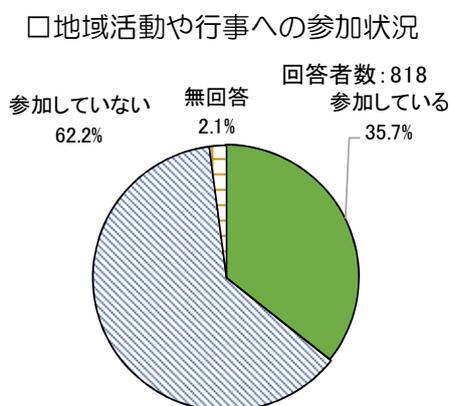
		回答者数	問5 かかわり合いを持つ地域の範囲						無回答
			隣近所の範囲	自治会・町内会、行政区の範囲	小学校区の範囲	中学校区の範囲	杉戸町全地域の範囲	その他	
全体		818	48.0	34.8	5.3	2.2	3.9	2.2	3.5
性別	男性	313	47.9	38.0	3.8	1.6	2.9	1.6	4.2
	女性	439	49.0	31.4	6.8	2.5	4.6	2.7	3.0
	その他	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	18～19歳	12	33.3	16.7	0.0	25.0	16.7	0.0	8.3
	20～29歳	47	61.7	19.1	6.4	4.3	6.4	0.0	2.1
	30～39歳	59	55.9	15.3	18.6	0.0	3.4	1.7	5.1
	40～49歳	130	47.7	23.1	15.4	5.4	3.1	3.8	1.5
	50～59歳	138	45.7	39.9	2.2	2.2	4.3	4.3	1.4
	60～64歳	71	47.9	47.9	2.8	1.4	0.0	0.0	0.0
	65～69歳	110	44.5	41.8	2.7	0.0	5.5	2.7	2.7
	70～74歳	133	51.1	40.6	0.8	0.8	1.5	2.3	3.0
75歳以上		109	44.0	38.5	0.0	0.9	6.4	0.0	10.1

【考察】 「地域福祉」などを考えていく際の「地域」としては、「隣近所」の比較的狭い範囲を念頭に置いている町民が多いことが推察されます。また、特に40歳代以上の層では、地域福祉の推進に関して「自治会・町内会、行政区」が果たす役割が大きいことが分かります。

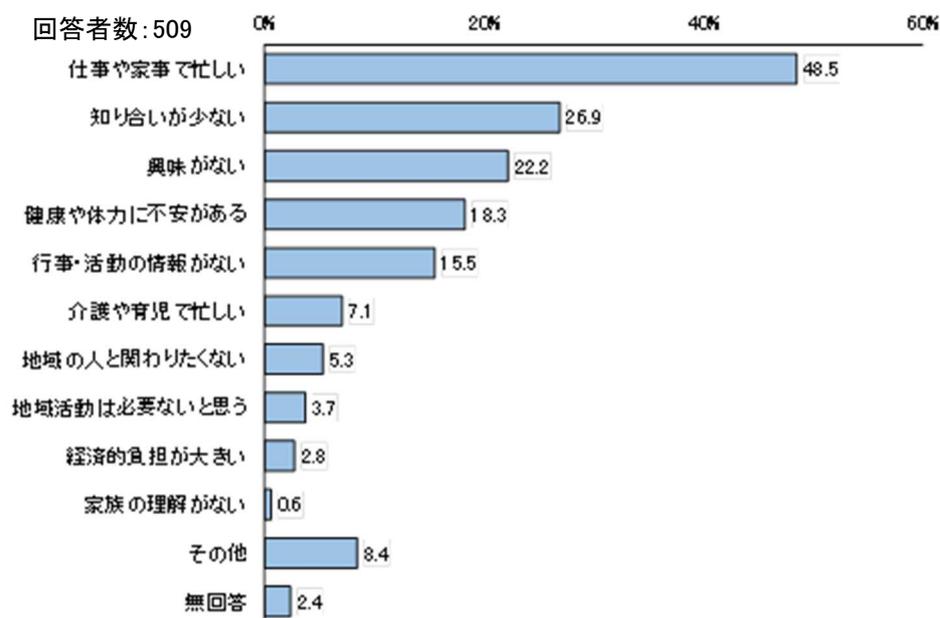


## (5) 地域活動など

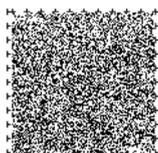
地域の活動や行事に参加をしているかについては、「参加していない」という回答が6割強となっています。



(「2 参加していない」と答えた人の)地域の活動や行事に参加していない理由としては、「仕事や家事で忙しい」という回答が最も多く、「知り合いが少ない」、「興味がない」が続いています。

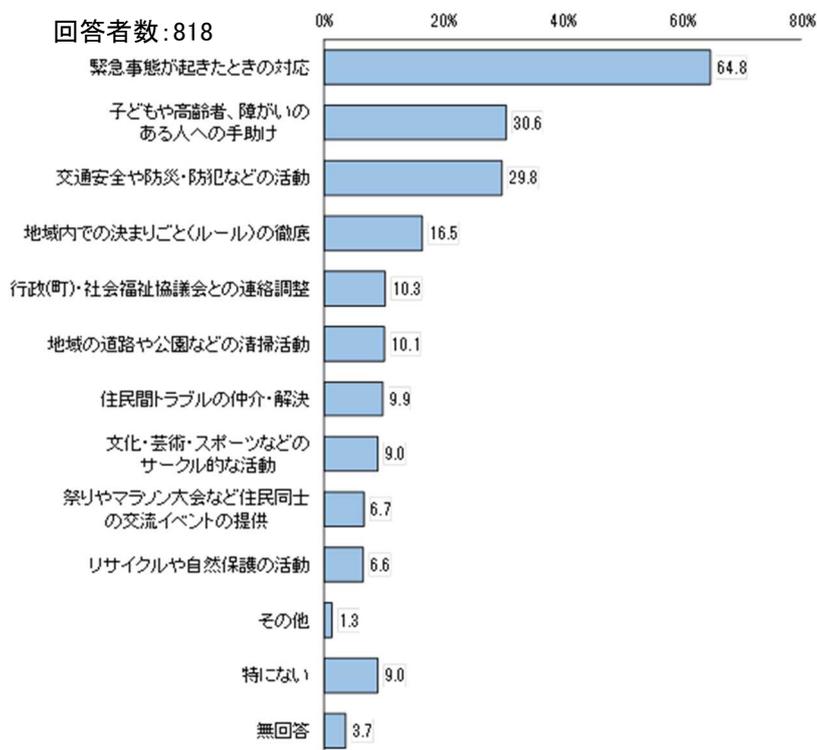


**【考察】** 地域に住む誰もが地域福祉の担い手としての意識を高め、活動を活発にしていくような取り組みが必要とされています。地域活動への参加に関しては、地域の活動団体についての情報を積極的に発信し、体験参加の機会の提供など、活動に参加しやすい体制づくりに努めることが重要です。



## (6) あれば良い地域活動

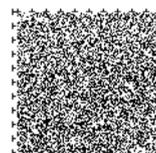
住んでいる地域で安心して暮らしていくのに、あれば良いと思う活動としては、「緊急事態が起きたときの対応」という回答が最も多く、「子どもや高齢者、障がいのある人への手助け」、「交通安全や防災・防犯などの活動」、「地域内での決まりごと（ルール）の徹底」等が続いています。



**【考察】** 安心して暮らしていくために、緊急事態（災害や事故、急な病気など）への対応、交通安全、防災・防犯などの地域活動が期待されていることが分かります。

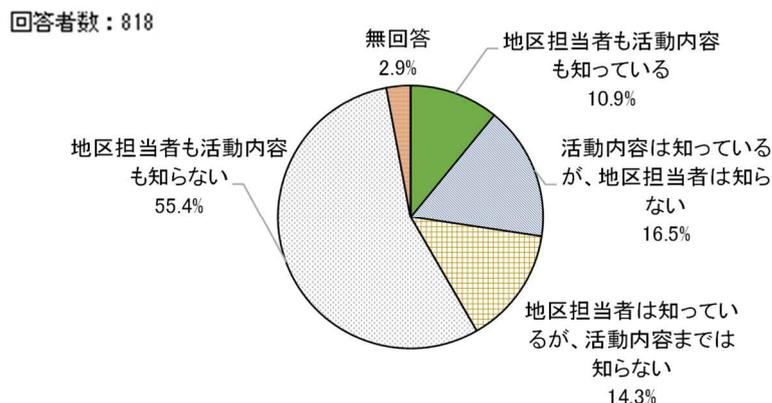
また、子どもや高齢者、障がいのある人への手助け等を望む回答も多く、さまざまな分野での地域ぐるみの支え合い・助け合いのしくみの整備が重要であることがうかがえます。

身近な地域での支援を充実させるにあたり、緊急事態対応を推進するためには、日頃からの支援活動やあいさつなどを通じて「顔見知りの関係」になっておく人間関係の構築が重要になります。

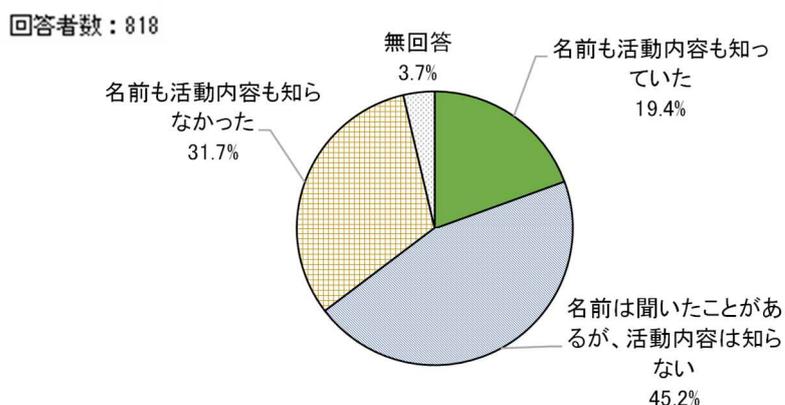


(7) 民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、ケアラー（ヤングケアラー）について

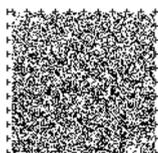
住んでいる地区を担当している民生（児童）委員を知っているかどうかについては、「地区担当者も活動内容も知らない」との回答が過半数を占めて最も多く、次いで「地区担当者は知っているが、活動内容までは知らない」となっています。両回答の割合を合計すると、活動内容を知らない人がほぼ7割ということになります。

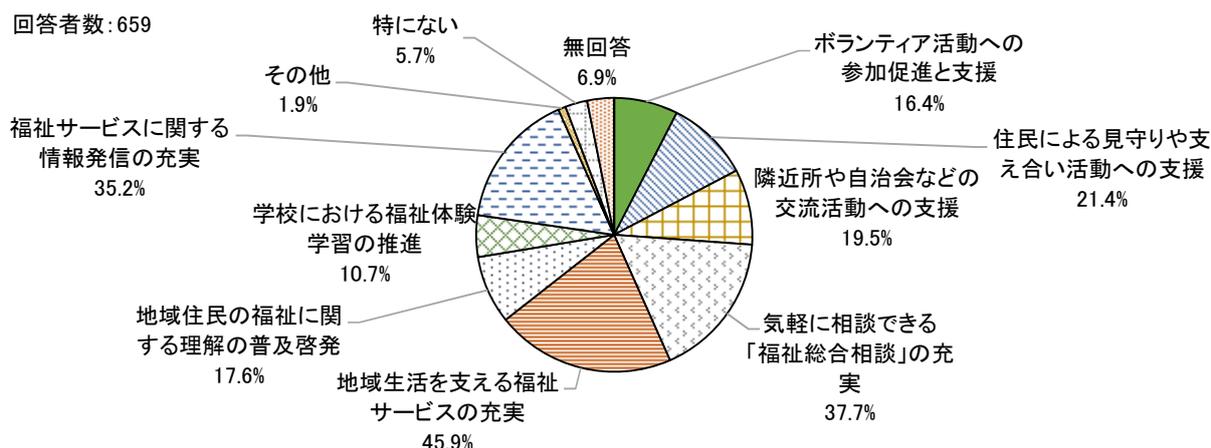


地域の福祉の推進を図るために諸活動を行っている「杉戸町社会福祉協議会」を知っていたかどうかでは、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」という回答が4割台半ばを占めて最も多く、「名前も活動内容も知らなかった」、「名前も活動内容も知っていた」の順となっています。“活動内容を知らない”と答えた人が8割近くということになります。



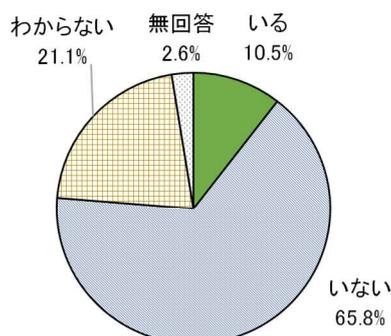
「杉戸町社会福祉協議会」が行う活動・支援として今後、充実させてほしいもの（※前問で社会福祉協議会の「名前も活動内容も知っていたと答えた人が回答）については、「地域生活を支える福祉サービスの充実」という回答が最も多く、次いで「気軽に相談できる「福祉総合相談」の充実」、「福祉サービスに関する情報発信の充実」、「住民による見守りや支え合い活動への支援」となっています。





「高齢、身体上、精神上的の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人」のことを「ケアラー」と言い、また、そのうち18歳未満の人を「ヤングケアラー」と呼びますが、自身を含め、身の回りの人の中にこの「ケアラーまたはヤングケアラー」はいるかどうかでは、「いない」という回答が6割台半ばを占めていますが、「いる」という回答は約1割となっています。

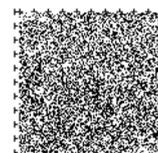
回答者数：818



**【考察】** 地域の身近な相談員である「民生委員・児童委員」、地域に根ざした積極的な福祉活動を展開している町「社会福祉協議会」の認知度はあまり高いとは言えず、「第1・2次計画」策定に向けて実施されたアンケート調査の時とほぼ同じ傾向となっています。

今後の地域福祉活動推進主体として重要な「民生委員・児童委員」・「町社会福祉協議会」の活動内容についての情報提供を一層充実させて認知度の上昇・向上に努めるとともに、町社会福祉協議会が行うサービスについての情報提供や、身近な地域の中で気軽に相談できる体制の一層の充実も求められています。

「ケアラー・ヤングケアラー」については、今回調査で、全体の1割程度の人身の回りにいることが分かったため、有効な支援策を検討していく必要があります。



## 4 福祉等各分野における近年の動向

### (1) 高齢化の進行と介護保険事業との連携

全国的に少子高齢化が進行するなか、本町においても高齢者人口は増加し、高齢化率も伸び続けています。また、平成 27（2015）年には人口規模の最も大きい“団塊の世代”（昭和 22～24 年生まれ）の人が高齢期を迎えて、地域における支援が必要な高齢者の増加や\*老老介護世帯のさらなる増加が見込まれます。令和 7（2025）年には、団塊の世代はいわゆる“後期高齢者”の段階に差し掛かり、さらに同 22（2040）年には、今度はいわゆる“団塊ジュニア世代”が高齢期を迎えます。

今後、増大・多様化する高齢者のニーズに対応していくためには、町民の意向を的確に把握するとともに福祉への参画を促し、町民・町社会福祉協議会など・町が連携・協働して、地域にふさわしい共生社会づくりを進めていくことが求められます。

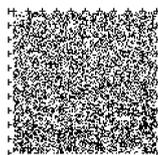
第6期介護保険事業計画期間から、「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まっていますが、元気な高齢者等が地域の高齢者等の支援を行うという視点は「地域福祉」の考え方であります。今後も、同事業を中心とした支え合い活動等の強化が重要となります。

### (2) 障がいのある人に関する課題

国では、障害者差別解消法が施行されており、障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、学校や職場等での福祉教育、理解促進に努め、障がいや障がいのある人への正しい理解を浸透させ、障がいのある人とない人との交流等により相互に理解し合える環境づくりを一層進めていくことが求められています。

また、障がいのある人や高齢者をはじめとする「災害時要配慮者（避難行動要支援者）」に対応するため、マニュアルに基づいた避難支援体制づくりを進める必要があります。災害発生時だけでなく普段から障がいのある人等を地域で見守り、避難訓練などを重ねておくことが重要になります。

障がいのある人の「生活の質」を高めていく方向での法・制度改正も進められ、「障害者文化芸術活動推進法」（通称）が平成 30 年 6 月に、「視覚障害者等読書バリアフリー法」（通称）が令和元年 6 月に、それぞれ施行されています。



### (3) 子ども・子育てをめぐる課題

少子化や核家族化の進行に伴い、子ども・子育てを取り巻く状況、家族や地域における人間関係、生活様式・形態などが大きく変化し、子育てに対する負担感や不安感の増大、子育て家庭の孤立化が深刻化しています。

平成22年1月に「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」が閣議決定され、平成26年度を目途とした子ども・子育て支援策が示されました。さらに、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されました。

子育てをめぐっては、近年、都市部を中心に保育所に入れない“待機児童”が存在する一方で、子どもの減少で近くに保育の場が無くなった地域もあることなどの課題が指摘されていますが、「子ども・子育て支援新制度」は、そうした課題の解決に向けてさまざまな取組みを進めていくことを念頭に置きました。「地域で支え合う」視点に立った、共働き家庭や専業主婦（夫）家庭、ひとり親家庭などすべての家庭に対する子どもの成長過程に応じた子育て支援の充実が必要とされています。

子ども・子育て支援分野では、近年、もう一つの大きな制度・法改正が着手されました。令和4年6月に「こども基本法」が参議院で可決・成立しましたが、その第10条では「市町村こども計画」について定めることとされ、本町においても策定の検討が必要な状況になっています。「こども計画」の具体的な内容は、今後の「こども大綱」の中身と密接な連携を保つべきものとされており、国の動向を注視していくことが重要になります。

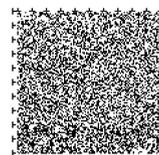
### (4) その他の法整備の動向

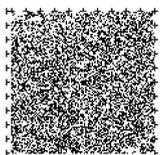
#### ◎ケアラー支援条例の施行

令和2年3月から埼玉県が全国で初となる「ケアラー支援条例」を施行しました。ケアラーとは身近な人の介護や看護等の援助を無償で行う人たちのことで、ケアを必要とする人のための法整備は進むものの、ケアをする人のための法整備は長らく進まない状況でした。これを受け、徐々に市町村でも条例制定の動きが進み、ケアに多くの負担を感じ、社会的に孤立してしまう人たちを支援する体制の整備が広まっています。

#### ◎孤独・孤立対策推進法の成立

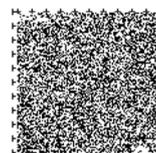
昨今の社会環境の変化により、人のつながりが希薄化していました。そのような中で、新型コロナウイルス感染症による生活形態の変容により、つながりの希薄化が孤独・孤立問題として顕在化・深刻化しました。これを受けて、国は孤独・孤立対策に取り組み、令和5年に孤独・孤立対策推進法が成立しました。

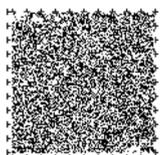




---

## 第3章 計画の基本的な考え方





## 1 計画の基本理念

「第6次杉戸町総合振興計画」の「まちの未来像4 自らの健康を守りながら安心して暮らせるまち」の地域福祉の項で、「地域で支え合い、助け合う環境づくり」と定めています。

一方で、本町では、「第1・2次計画」で、基本理念「みんなで支え合い 助け合う 安心安全なまちづくり」を掲げて計画を推進し、子どもから高齢者まで年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、地域の支え合いにより安心して心豊かな生活を送れるよう、町民、地域の団体・社会福祉事業者、町が連携してみんなで支え合い助け合う安全で安心なまちづくりをめざしてきました。

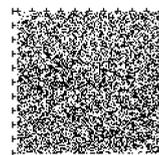
上記の流れを踏まえて、本計画の基本理念を

**多様な人々とつながり 助け合い  
みんなで支えるまちづくり**

とし、町民の福祉サービスの充実・向上を図りつつ、地域における多様な主体とともに協働し、「自助・共助・公助」が一体となって「地域福祉」の一層の推進に取り組めます。



杉戸町マスコットキャラクター「すぎびょん」



## 2 計画の基本目標

「基本理念」の「多様な人々をつながり 助け合い みんなで支えるまちづくり」を実現するため、次の4つの基本目標を定め、施策を推進していきます。

### 基本目標1 地域福祉を進める「基盤」づくり ~包括的な支援体制の整備など

○令和3年4月の社会福祉法改正により、従来 of 事項に加えて、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」の2つを「市町村地域福祉計画」に盛り込むべきことが示されています。

また、地域福祉の推進にあたっては、社会福祉協議会が重要な役割を担っていることから、その事業活動への支援が重要になっています。

⇒総合相談支援体制やネットワークなど、「地域福祉」を進めていくための「基盤」の整備、充実を目指します。

成果指標	令和5年度（現状）	令和11年度（目標）
福祉サービスに関する情報を「あまり入手できていない」と答える人の割合	16.6%	10.0%

※ 「町民アンケート調査」より。

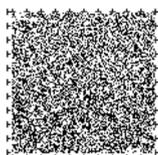
### 基本目標2 支え合い・助け合いの「ひと」づくり ~「福祉の心」のあるひとの育成

○近年、町を取り巻く社会環境は、少子・高齢化や核家族化が進行し、地域のつながりの希薄化などの課題があります。誰もが地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、町民一人ひとりが福祉に関心を持つこととともに、地域活動・ボランティア活動等を担う人材の育成が重要です。

⇒町民の中に「福祉の心」を育み、支え合い・助け合いのできる「ひと」づくりを目指します。

成果指標	令和5年度（現状）	令和11年度（目標）
福祉ボランティア登録者数	905人（*4年度末）	950人
「現在、地域活動・ボランティア活動をしている」と答える人の割合	11.0%	20.0%

※ 「町民アンケート調査」より。



### 基本目標3 「地域のつながり」づくり ~支え合い、助け合う雰囲気醸成

○地域福祉は、地域の中で町民がともに支え合う「共助」の取組みを核として展開される活動であり、町民同士が支え合う地域づくりのためには、地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすことが必要です。  
 ⇒「近所付き合い」が地域づくりの基本であることから、交流やふれあいを通じて「地域のつながり」を目指し、「きずな」づくりに努めます。

成果指標	令和5年度（現状）	令和11年度（目標）
近所づきあいについて「相談や助け合いができるような親しいつきあい」をしていると答える人の割合	7.6%	8.0%
民生委員・児童委員について「地区担当者も活動内容も知っている」と答える人の割合	10.9%	20.0%
社会福祉協議会について「名前も活動内容も知っていた」と答える人の割合	19.4%	25.0%

※ いずれも「町民アンケート調査」より。

### 基本目標4 安心・安全な暮らしの「しくみ」づくり ~安心して、安全に暮らせる地域の実現

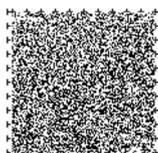
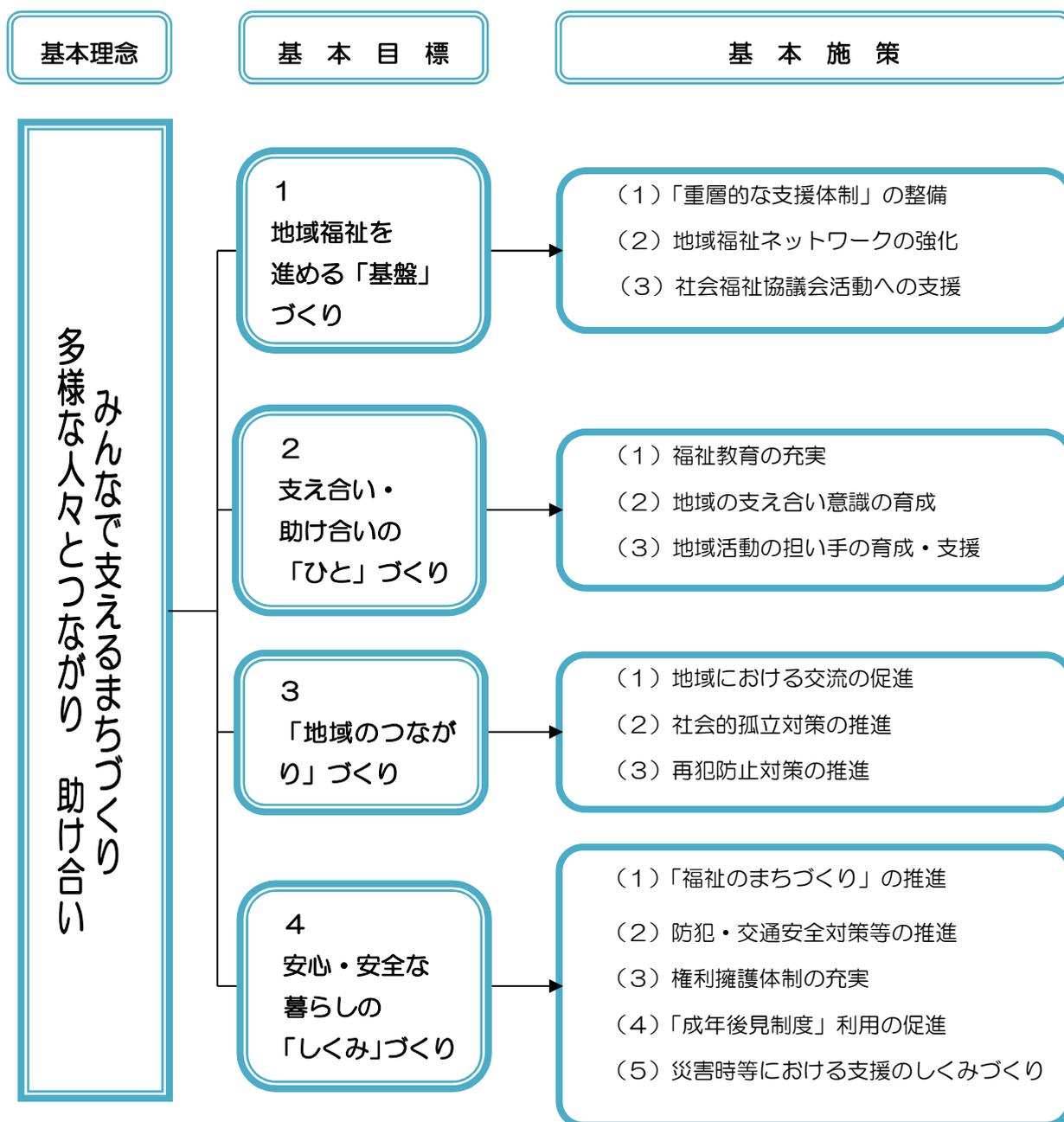
○ハード・ソフト両面から「福祉のまちづくり」を進めてきましたが、依然として課題が残されています。  
 また、交通安全や防犯に対する生活環境の整備を進めることとともに、災害時に備えた「避難行動要支援者名簿」の整備などの支援への取組みが必要です。  
 ⇒交通・防犯、防災などの総合的なまちづくり支援体制を整え、誰もが安心して、安全に暮らせる「しくみ」づくりを目指します。

成果指標	令和5年度（現状）	令和11年度（目標）
「市民後見人」の育成人数	0人	3人
「避難行動要支援者名簿」登録者数	2,934人	4,000人



### 3 計画の展開（施策体系）

「基本施策」を含めた本計画の体系は、次のとおりです。

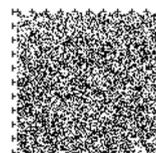


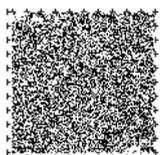
## 4 計画とSDGsとの関係

「SDGs」(持続可能な開発目標・エスディー・ジーズ)は、平成27年9月に国際連合で採択された、先進国を含む国際社会全体で令和12年(2030年)までの達成をめざす17の国際目標のことで、国は平成28年に「SDGs実施指針」を定めて、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会づくりを念頭に置いて取り組み(施策)を推進していきます。

	<b>目標1【貧困】</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		<b>目標2【飢餓】</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	<b>目標3【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>目標4【教育】</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	<b>目標5【ジェンダー】</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		<b>目標6【水・衛生】</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	<b>目標7【エネルギー】</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		<b>目標8【経済成長と雇用】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	<b>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		<b>目標10【不平等】</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する
	<b>目標11【持続可能な都市】</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		<b>目標12【持続可能な消費と生産】</b> 持続可能な消費生産形態を確保する
	<b>目標13【気候変動】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		<b>目標14【海洋資源】</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>目標15【陸上資源】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		<b>目標16【平和】</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>目標17【実施手段】</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

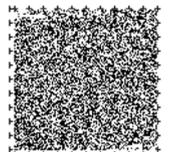
出典：外務省

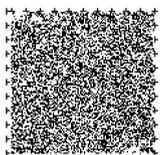


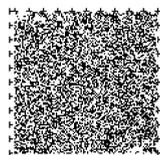


---

## 第4章 計画の具体的内容（施策の展開）







## 基本目標 1 地域福祉を進める「基盤」づくり

### (1) 「重層的な支援体制」の整備

#### 【現状と課題】

- 地域包括支援センターは、地域生活の課題を受け止める機関として重要な役割を担っています。
- 子育て支援センターは、子育てに関する相談窓口にもなっています。
- 家庭内で同時に複数の問題を抱えており、慢性的な依存状態にある家族（多問題家族）のケースも表面化してきています。

- 町民が抱える課題・問題を早期に発見して適切に対応していくため、気軽に相談できる場を確保することが必要になっています。
- 国の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、行政の取組みの“縦割り”の改善・解消が求められています。
- 「重層的支援体制整備事業」は、具体的には「包括的な相談支援」・「場」づくり・「地域づくり」から成りますが、詳細な構成や内容は、事業採択した各自治体の判断に委ねられています。
- 妊娠期から出産、子育て期にわたって、子育て世代に対する切れ目のない支援が求められています。
- 適切なサービスを利用するために、福祉に関する情報提供の充実が求められています。

#### 基本的な考え方(取組みの方向)

「広報すぎと」や町ホームページを活用した情報提供、及びサービス相談窓口の一層の周知を図ります。

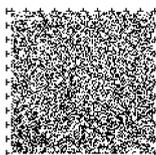
また、各福祉分野の相談体制では対応が困難で、複合化・複雑化しているケースなどに対応するため、重層的な支援体制の構築が必要です。そこで福祉力を統合する基盤づくりを進め、各相談窓口間の緊密で強固な連携、ネットワークの構築・強化と“断らない相談窓口”の実現を図ります。

さらに、地域においては民生委員・児童委員と緊密な連携・協力を行うなど、町と地域が一体となった重層的な相談・情報提供体制の充実に努めます。

#### 具体的な取組み

##### 住民・地域の取組み

- ◇ 「広報すぎと」や町ホームページなどで各種相談窓口の情報を把握しましょう。
- ◇ 困ったときは町の各担当課や社会福祉協議会の相談窓口、民生委員・児童委員に相談するようにしましょう。



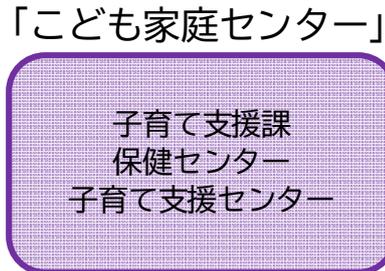
行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
1	窓口間の連携・連絡の強化を図りながら、スムーズな相談体制の実現に向け、「総合相談窓口」の設置に努めます。 また、子育て世代に切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」とを一体化し、相談支援を行う「こども家庭センター」を開設します(下図参照)。	福祉課 総務課 人権・男女共同参画推進課 子育て支援課 高齢介護課 健康支援課
2	民生委員・児童委員や人権擁護委員などの身近な相談窓口と、「地域包括支援センター」などの専門相談窓口の連携を強化します。	福祉課 人権・男女共同参画推進課 高齢介護課
3	「広報すぎと」や町ホームページを活用した情報提供や、「出前講座」の開催による各種相談窓口の周知に努めます。	福祉課 秘書広報課 人権・男女共同参画推進課 健康支援課
4	多様化かつ増大する福祉ニーズに対応するため、質の高い適切なサービスの提供に努めます。また、利用したサービスに対する苦情に適切に対応するとともに、再発防止に努めます。	福祉課 子育て支援課 高齢介護課 健康支援課
5	高齢者、障がいのある人、子どもなど福祉関連の分野別計画及びその他関連計画の充実を図ります。	福祉課 子育て支援課 高齢介護課 健康支援課

〈従来〉

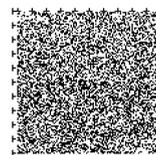


〈今後〉令和6年度～



社会福祉協議会の取組み

- ◇気軽に相談できる体制の整備と行政との連携を強化します。
- ◇福祉ニーズの把握とサービスの向上に努めます。
- ◇福祉サービスに関し、わかりやすい情報の発信に努めます。



## (2) 地域福祉ネットワークの強化

### 【現状と課題】

- 地域には、行政区（自治会・町内会）を基盤とする活動、老人会・PTAなどの活動、個人や団体によるボランティア活動、NPO法人の活動、社会福祉協議会が進める地域と連携した福祉活動など、様々な形の活動があります。
- 前回（平成 29 年度）と今回のアンケート調査結果を比較すると、「親しいつきあい」は 9.3%から 7.6%に減少する一方、「ほとんどつきあいはない」は 6.8%から 6.7%とほとんど変化がなく、近所つきあいの希薄化が一層進んでいることがうかがえます。
- 障がいのある人を支えるため、「杉戸町障がい者協議会」を中心としてネットワークづくりが進められています。
- 介護保険の分野において、「介護予防・日常生活支援総合事業」に基づく第1、2層の「生活支援コーディネーター」の養成・配置が、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた「新しい生活様式」に対応した形で図られています。

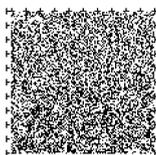
- 行政区・自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人などが町民と地域のネットワークをつくり、支え合い・助け合いを行うことが求められています。
- 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年度、さらには団塊ジュニア世代がすべて高齢者になる令和 22 年度に向けて、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の整備を早期に実現する必要があります。

### 基本的な考え方(取組みの方向)

地域における課題・問題を解決していくためには、地域住民とその暮らしに最も身近な行政区（自治会・町内会）、また地域で活動するさまざまな団体などによる、支え合い・助け合いのしくみづくりが重要です。

また、地域における支え合い・助け合いを基本に、人と人との“つながり”を重視したネットワークを確立・強化します。

### 【地域包括ケアシステムの「植木鉢」】



## 具体的な取組み

## 住民・地域の取組み

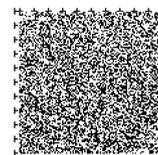
- ◇地域の活動に積極的に参加し、隣近所と顔見知りになりましょう。
- ◇隣近所と、日頃のコミュニケーションを心がけましょう。

## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
6	行政区相互の連携や、自治会および民生委員・児童委員などとのネットワークの整備・強化に努め、町全体での地域福祉活動の活性化を図ります。	福祉課 住民協働課
7	要援護者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、民生委員・児童委員による「要援護者あんしん見守りネットワーク」を支援します。	福祉課 高齢介護課
8	子育て家庭が身近な場所で気軽に交流や相談をすることができる「地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）」の充実を図ります。	子育て支援課
9	「生活支援コーディネーター」の養成・配置を図るなど、介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）」を推進していきます。	高齢介護課
10	児童と母の保健・福祉の増進を図るため、「母子愛育会」の活動を支援します。	健康支援課

## 社会福祉協議会の取組み

- ◇ボランティア団体のネットワーク化を推進します。
- ◇「要援護者あんしん見守りネットワーク」に参加し、地域で要援護者を見守る体制づくりに協力します。



### (3) 社会福祉協議会活動への支援

#### 【現状と課題】

- アンケート調査によると、社会福祉協議会の活動内容を知らない人は 76.9%となっています。
- 社会福祉協議会の活動内容として知られているのは、「赤い羽根共同募金運動」が 70.4%で最も多く、次いで「歳末たすけあい運動」が 62.9%となっています。
- 社会福祉協議会が行う活動・支援として今後充実させてほしいものとしては、「地域生活を支える福祉サービスの充実」が 45.9%で最も多く、次いで「気軽に相談できる「福祉総合相談」の充実」が 37.7%、「福祉サービスに関する情報発信の充実」が 35.2%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が 21.4%の順で続いています。
- 会員数の減少や社会経済情勢の変化により、社会福祉協議会の財政基盤が不安定になっています。

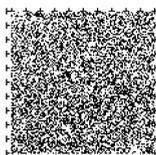
- 社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進・支援主体として重要な位置を占めていることから、その活動内容などについて認知度を高める必要があります。
- 社会福祉協議会が行うサービスについての情報提供や、身近な地域の中で気軽に相談できるような支援体制の充実が求められています。
- 社会福祉協議会の活動を持続可能なものにするため、財政基盤の安定化を図る必要があります。

#### 基本的な考え方(取組みの方向)

社会福祉協議会では、様々な福祉サービスの提供やボランティア活動の振興などに取り組んでおり、「地域福祉」を推進するうえで重要な役割を担っています。

また、地域における深刻な課題の解決や孤立防止などの地域生活課題にきめ細かく対応するには、社会福祉協議会の役割が重要になります。

このため、一層の認知度の向上を図るとともに、福祉活動の活性化をめざして、社会福祉協議会の事業活動を支援します。



## 具体的な取組み

## 住民・地域の取組み

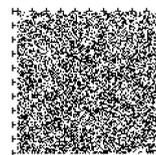
- ◇社会福祉協議会の会員になりましょう。
- ◇社会福祉協議会が発行している「社協だより」やホームページなどで、活動内容への理解を深めましょう。
- ◇社会福祉協議会の活動に協力しましょう。
- ◇社会福祉協議会が実施するイベントに参加しましょう。
- ◇「まごころ・とどけ隊」の協力会員に登録しましょう。

## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
11	社会福祉協議会の活動内容を周知するとともに、地域ニーズに合った事業展開や活動の充実が図られるよう支援します。	福祉課
12	民生委員・児童委員と連携し、社会福祉協議会の活動に協力します。	福祉課

## 社会福祉協議会の取組み

- ◇地域の実情に合った事業の充実に努めます。
- ◇社会福祉協議会活動のPRに努めます。
- ◇募集期間の設定、職域会員募集の継続等、会員の拡大に努めます。
- ◇引き続き自主財源の確保に努めるとともに新たな財源の確保に向けて検討を行っていき、財政基盤の安定化に努めます。



## 基本目標 2 支え合い・助け合いの「ひと」づくり

### (1) 福祉教育の充実

#### 【現状と課題】

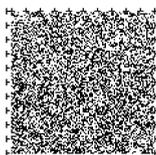
- 幼児期の福祉教育の充実のため、町内の保育園児が老人ホームを訪問し、お年寄りとの交流や遊び体験を実施しています。
- 町による「出前講座（まなびっちゃすぎと塾）」の実施や「すぎと町民大学」の設置により、生涯学習が推進されています。

- 「地域福祉」への理解と関心を深めるためには、幼少期からの「福祉のこころ」を育む教育や、町民が「地域福祉」に関心を持つきっかけとなる福祉教育の充実が必要です。
- 幼少期からの福祉教育や交流教育をはじめ、生涯学習や交流体験を通じて「心のバリア」を取り除くための環境づくりが求められています。

#### 基本的な考え方(取組みの方向)

「地域福祉」の推進のために、地域住民一人ひとりが“自らの問題（「我が事」）”として福祉への理解と関心を高めていくことが重要です。そこで、幼少期から高齢期に至るまでの幅広いボランティアの体験や交流活動を推進・促進するとともに、積極的な広報・啓発活動に努めます。

また、出前講座や町民大学の一層の利用促進を図り、福祉教育をはじめとした生涯学習を推進し、町民の学ぶ意欲に応えます。



## 具体的な取組み

## 住民・地域の取組み

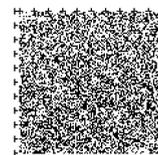
- ◇誰もがお互いの気持ちや親切心を大切に、お互いを思いやる心を育てましょう。
- ◇学校での福祉教育の経験を活かし、身近な所で気軽にボランティア活動に参加する「ちょいボラ」を実践してみましょう。
- ◇「まなびっチャすぎと塾」を利用してみたり、「すぎと町民大学」に参加したりして、「地域福祉」についての理解を深めましょう。

## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
13	幼少期の段階から福祉への関心を高め、福祉活動への意欲を育むため、高齢者や障がいのある人などとの交流や体験学習などを通じ、福祉教育の充実に努めます。	子育て支援課 学校教育課
14	地域福祉の向上のため、「まなびっチャすぎと塾」や「すぎと町民大学」による生涯学習を推進し、地域づくりのリーダーとなる人材育成に努めます。	社会教育課
15	家庭・地域などにおける男女共同参画意識の高揚のため、学習機会の提供や情報の発信に努めます。	人権・男女共同参画推進課

## 社会福祉協議会の取組み

- ◇町内保育園、幼稚園、小・中学校を福祉協力校とし、子どもたちの福祉に関する活動を支援します。
- ◇学校での福祉を学ぶ授業の実施やそれに関わる教育育成について支援します。
- ◇地域における福祉教育の一環として、子どもから大人まで広く町民を対象としたボランティア体験学習を推進します。
- ◇子どもから大人まで、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる「ちょいボラ」を推進します。



## (2) 地域の支え合い意識の育成

### 【現状と課題】

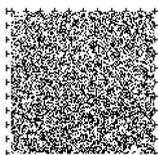
- アンケート調査結果によると、近所づきあいの程度について、「会えばあいさつする程度のつきあい」という回答が42.4%で最も多く、「相談や助け合いができるような親しいつきあい」をしている人は7.6%となっています。
- 地域で生活していく上での考え方では、「あまり人に頼らず、自分でできることは自分でやっていくべき（「自助」中心・重視）」という回答が4割弱を占め、最も多くなっています。
- 日常生活を営む上で主にかかわり合いを持つ「地域」の範囲として最も近いのは「隣近所の範囲」との回答が最も多くなっています。次いで「自治会・町内会、行政区の範囲」が多くなっており、「地域福祉」を考えるに当たっては、自治会・町内会や行政区が重要な役割を果たすことがうかがえます。
- 地域での交流が少なくなり、日常の暮らしの中で不安を抱えている人も増えています。アンケート結果によると、「不安や悩みを相談する相手」として「隣人、近所の人」と回答している人は6.5%と少数となっています。

- 国では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、町民同士の支え合いの仕組みづくりが求められています。
- 地域福祉の内容や必要性などについての広報・周知に努め、理解を促進するとともに、町民同士の助け合いの意識・心を育成していく必要があります。

### 基本的な考え方(取組みの方向)

今後、地域のつながりを深めるため、広報・周知活動により一人でも多くの地域住民に地域福祉を理解してもらい、ともに支え合う社会づくりにつなげます。

引き続き支え合い・助け合いを促進していき、誰もが安心して地域で生活できる環境をつくれます。



## 具体的な取組み

## 住民・地域の取組み

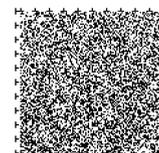
- ◇地域の人と気軽にあいさつを交わしましょう。
- ◇井戸端会議に花を咲かせましょう。
- ◇自治会活動に楽しみながら参加しましょう。
- ◇安否確認のために声をかけましょう。

## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
16	「広報すぎと」や町ホームページ、または講習会などで、「地域福祉」の考え方や趣旨について周知を図ります。	福祉課
17	「障がい者週間記念事業」の開催など、町民が身近に福祉と接する機会をつくります。	福祉課
18	コミュニティ活動の状況や重要性などについて周知・啓発活動を行い、地域活動への参加を促進します。	住民協働課
19	地域住民同士の支え合い活動を推進するため、感染症対策等に留意しながら「あいさつ運動・声かけ運動」を実施します。	住民協働課 教育総務課
20	町民と行政区の連携を強化し、幅広い活動ができるよう支援します。	住民協働課
21	「広報すぎと」やイベント等を通じて「すぎの子憲章」の啓発に努めます。	子育て支援課

## 社会福祉協議会の取組み

- ◇「健康サロン」など誰もが参加でき、交流できる機会を提供し、地域住民同士の交流を深めます。
- ◇民生委員・児童委員、関係団体、町行政との連携を深めるよう努めます。
- ◇共同募金活動を通じて、支え合いによる地域づくりの仕組みへの理解を図ります。
- ◇「夏のボランティア体験」や「いきいきふれあいまつり」の開催などにより、町民が身近な福祉と接する機会をつくり、地域で支え合う心の育成を図ります。



### (3) 地域活動の担い手の育成・支援

#### 【現状と課題】

- 支援を必要とする人が求めるサービスは多様化してきており、行政による従来型のサービスだけでは、こうした需要に対応していくことは難しくなっています。
- ボランティア活動・NPO活動をしている人の高齢化が進んでいます。また、一緒に活動する人を求めています。
- ボランティア活動・NPO活動をしたいと考えている人のための情報が不足しています。アンケート調査結果によると、ボランティア活動を「したい（または続けたい）」と回答している人は36.2%いますが、一方で、活動したことがない理由の回答として「きっかけがない」が33.0%、「情報が入って来ない」が26.6%となっています。
- アンケート調査によると、民生委員・児童委員の地区担当者も活動内容も知らない人が55.4%と、過半数を占めています。
- 民生委員・児童委員のなり手が不足し、欠員が発生しています。

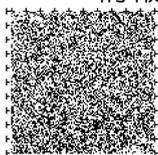
- 地域住民の誰もが“地域福祉の担い手”としての意識を高め、気軽に地域活動やボランティア活動等に参加できる体制づくりや人材育成など、活動を活発にする取組みが必要とされています。
- ボランティア活動への理解・協力・支援が求められています。また、若いリーダーの育成が急務となっています。
- ボランティア活動の情報発信が求められています。
- 地域福祉活動の推進主体として重要な民生委員・児童委員の活動内容などについての情報の提供を充実させ、認知度を高めていくことが求められています。
- 民生委員・児童委員の定数に対する充足を図る必要があります。
- 福祉に関わる人材の発掘・確保を図るとともに、要支援者のニーズの多様化、高度化に備えた福祉人材の育成をさらに進めていくことが求められています。

#### 基本的な考え方(取組みの方向)

地域住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制の構築を実施するためには、さまざまな人が関わりを持つことが必要です。

地域において、行政区や自治会・町内会、ボランティア、民生委員・児童委員など、さまざまな福祉の担い手により行われている多様な町民活動を、社会福祉協議会とともに支援し、担い手の拡大や活動の振興を図ります。

また、今後も福祉活動を一層活性化させるために、民生委員・児童委員の活動を支援します。さらに、各種ボランティアの担い手・団体の育成、相互交流及び研修情報の提供などを支援します。



## 具体的な取組み

## 住民・地域の取組み

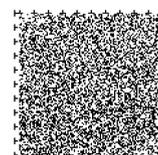
- ◇ボランティア活動・NPO活動に関心を持ちましょう。
- ◇ボランティア活動が必要な時には、「ボランティアセンター」に相談しましょう。
- ◇子どもから大人まで、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる「ちょいボラ」を体験してみましょう。
- ◇民生委員・児童委員の活動に理解を深めるとともに、その活動に協力しましょう。

## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
22	「広報すぎと」や町ホームページを活用し、町民の地域活動、ボランティア活動及びNPO活動についての情報提供に努めます。	福祉課 秘書広報課 住民協働課
23	「町民大学」卒業生など、地域福祉の担い手となる人材の活躍の場を広げるため、「地域福祉人材バンク」の創設について検討します。	福祉課 高齢介護課 健康支援課 社会教育課
24	民生委員・児童委員の活動内容の周知や情報提供に努めるとともに、積極的な活動を支援します。	福祉課
25	社会福祉協議会と協力し、各種ボランティアの担い手・団体と民生委員・児童委員との連携を図ります。	福祉課
26	認知症の人やその家族が地域での生活を安全で穏やかに営むことができるよう認知症サポーター養成講座を開催します。	高齢介護課
27	福祉、保健、健康、教育などに関わる町職員の資質向上を図るため、研修を実施するとともに、関係機関が実施する研修への参加に努めます。	福祉課 総務課 子育て支援課 高齢介護課 健康支援課

## 社会福祉協議会の取組み

- ◇情報発信、夏のボランティア体験の周知など、ボランティアセンターの充実に努めます。
- ◇「ちょいボラ」へのきっかけづくりのために、様々な体験メニューを実施します。
- ◇手話や要約筆記などの講習会を実施し、地域活動の担い手づくりやその活動等支援を行っていきます。
- ◇「福祉ボランティア連絡会」への支援や「ボランティア交流会」開催など、ボランティア活動・NPO活動の充実と情報提供に努めます。
- ◇「まごごろ・とどけ隊」の充実に努めるとともに、家事援助サービスの担い手である「協力会員」の育成を行います。
- ◇民生委員・児童委員の活動に協力します。



## 基本目標3 「地域のつながり」づくり

### (1) 地域における交流の促進

#### 【現状と課題】

- アンケート調査によると、地域の活動や行事に参加していない、という回答が62.2%を占めています。
- 近所づきあいの希薄化に伴い、町民同士の交流する機会が少なくなっています。
- 地域の行事や祭りに参加する人が少なくなっており、地域のイベントとしての運営が難しくなっています。
- 町内における外国人の人口は、5年前に比べて117人増加しています。

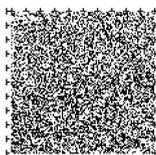
- 「誰もが地域から孤立せず、共に支え合い、助け合いながら暮らすことのできる地域づくり」に向けて、日頃から地域とのつながりを大切にし、互いに知り合い、交流し合う関係づくりが必要です。
- 地域のつながりをつくる上では、町民一人ひとりが身近な所での交流やふれあいを大切にするとともに、誰もが主体的に地域の活動や交流の場に参加できるよう促していくことが重要です。

#### 基本的な考え方(取組みの方向)

町民同士が支え合う地域づくりのために「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすこと」が必要です。

また、年齢・性別・国籍・障がいの有無などの違いを超えて、幅広い層を対象とする必要があります。

そこで、地域の行事やお祭り・イベントをはじめとする、多くの人々が気軽に集まれる場を活用し、地域の交流・つながりを支援・促進します。



## 具体的な取組み

## 住民・地域の取組み

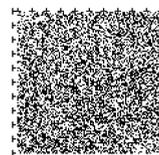
- ◇周りの人に声を掛け、地域の行事やイベントにみんなで参加・協力しましょう。
- ◇隣近所に転入してきた人がいる場合は、声を掛けて、地域のルールや行事を共有するように心がけましょう。
- ◇自治会・町内会に加入しましょう。
- ◇自治会活動に楽しみながら参加しましょう。

## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
28	誰もが自由に参加できる場である「シニアサロン」等の活動を支援します。	高齢介護課
29	障がいのある人とない人との交流の場づくりを促進します。	福祉課
30	誰もが参加でき、伝統の継承につながる地域のお祭りなどの開催を支援します。	住民協働課 産業振興課 社会教育課
31	外国人町民と交流が図られるよう、杉戸町国際交流協会が実施している日本語教室、国際協力・理解講座及び異文化交流パーティーなどを支援します。	住民協働課

## 社会福祉協議会の取組み

- ◇高齢者などと地域住民が気軽に集い、地域の仲間づくりや介護予防の拠点として「シニアサロン」を開催します。
- ◇夏のボランティア体験メニューを充実させ、さまざまな年代の交流を図ります。



## (2) 社会的孤立対策の推進

### 【現状と課題】

- 地域から孤立して子育てをしているひとり親家庭や若年層のひきこもり・ニート、失業や病気などをきっかけに失業した中高年、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等、これらの問題が世代を超えて拡大することが懸念されます。
- 刑務所からの出所者やホームレス等の生活困窮者も、地域や社会とのつながりを失い、ときには「排除」の対象となりかねない場合もあります。
- 社会的孤立や排除、また公的福祉サービスによる支援が十分に行き届かない中、孤立死や自殺などといった極端な形態で問題が顕在化することも考えられます。感染症予防等で生活や社会の変化があった中で、社会的孤立に対する注目は高まり、令和5年6月より「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。
- 平成27年4月より「生活困窮者自立支援法」が施行され、「生活保護」による支援だけではなく、それではカバーできないような困窮者も含めて支援していく取組みが進められています。
- ケアラー（ヤングケアラー）は家族による介護が一般的という社会通念や援助に多くの時間を要することもあり、悩みなどを相談しづらく、近年の家族構成の変化もあり、孤立化しやすくなっています。こうした背景を受け、埼玉県では全国に先駆けて、令和2年度に「ケアラー支援計画」を策定しました。
- 検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）が上昇しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていることを踏まえて、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行されました。

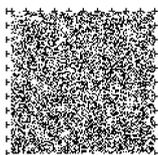
- 社会的孤立に陥っている人は、公的福祉サービスについての知識がない、助けは借りたくないなどの理由で、行政による支援が十分になされていないケースもあるため、地域でしっかりと受け止める仕組みを構築する必要があります。
- 自殺などの問題が予想される局面においては、ゲートキーパー（※）による対応等が求められます。
- ケアラーやヤングケアラーが一人で悩み等を抱え込まないように、適切に支援につなぐことなどの孤立化を防ぐ対応が求められます。
- 再犯の防止や犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進するための取組みが求められています。

※「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をすることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。

### 基本的な考え方(取組みの方向)

社会的孤立者を受け止めるための仕組みの構築には、多分野での連携が求められます。ホームレスの場合は住まいの確保、ニートの場合は職業的自立、ケアラーの場合は介護者の負担の軽減、出所者の場合は保護司による更生保護など、課題解決に適した各分野における情報交換や連携を、日頃から図る必要があります。

また、埼玉県と協力しながら、生活困窮者対策を進めます。



## 具体的な取組み

## 住民・地域の取組み

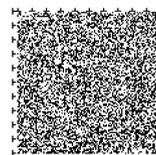
- ◇日頃から声かけ・見守りを積極的に行うようにしましょう。
- ◇気軽に相談し合える地域づくりを目指しましょう。
- ◇困ったときは町担当課や社会福祉協議会の相談窓口、民生委員・児童委員に相談するようにしましょう。

## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
32	孤立・ひきこもり状態にある本人やその家族に対して、関係機関と連携しながら支援します。	福祉課 子育て支援課 健康支援課
33	ケアラー・ヤングケアラーの相談先の周知を図るとともに認知度向上のための啓発活動を進めます。また教育機関やサービス事業者との連携体制の整備に努めます。	福祉課 子育て支援課 学校教育課 高齢介護課
34	埼玉県東部中央福祉事務所などの関係機関との連携を強化し、生活困窮者を支援します。	福祉課
35	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、必要な支援につなげる体制づくりに努めます。	健康支援課
36	自殺の危険のサインに気づき適切な支援者へつなぐ役割を主体的に担える「ゲートキーパー」を養成します。	健康支援課
37	出所者等への更生保護を行う保護司会の活動を支援します。また、新しく地域福祉計画と一体的に策定した「町再犯防止計画」の推進に努めます。(⇒60～63 ページ)	福祉課
38	関係機関と連携して DV 被害者等を支援します。	福祉課 人権・男女共同参画推進課 子育て支援課 高齢介護課

## 社会福祉協議会の取組み

- ◇生活困窮者等の問題を抱えた人の相談に応じ、関係機関と連携して支援します。
- ◇「フードバンク」事業を実施し、経済的に逼迫した状況にある世帯の自立支援に努めます。
- ◇支援が必要とされる世帯に対し、生活福祉資金・杉戸町福祉資金の貸付を行います。
- ◇学校等と連携し、ヤングケアラーへの支援を行います。
- ◇民生委員・児童委員の協力のもと、身近な相談窓口としての「心配ごと相談」を実施します。



### (3) 再犯防止対策の推進（杉戸町再犯防止推進計画）

#### 1 計画策定の趣旨

- ・ 明るい地域社会の構築のためには、犯罪や非行の防止とともに、再び同じ過ちをしないようにその立ち直りを支えることが大変重要になります。
- ・ 平成 28 年 12 月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」（「再犯防止推進法」）が成立、施行され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯の防止等に関する取組みを国・地方公共団体・民間が一体となって推進するため、地方公共団体における再犯防止推進計画の策定が努力義務化されています。
- ・ 再犯を防止するためには、その人に指導等を行うだけでなく、住居、就労の確保や保健医療の提供など生活を立て直すために福祉の面からも併せて支援を行うことが重要となります。
- ・ 行政によるサービスだけでなく、生活を行う地域の住民や事業主の理解や支援も必要となることから、「地域福祉計画」と一体のものとして「杉戸町再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉に関する取組みとともに総合的に推進し、誰一人として孤立することのない地域社会の実現を目指すものです。

#### 2 計画の位置づけと期間

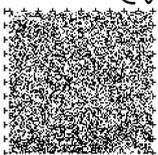
- 本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条に定める「市町村再犯防止推進計画」として、位置づけます。
- また、本計画は「第 3 次杉戸町地域福祉計画」と一体の計画として策定することから、計画期間は「第 3 次杉戸町地域福祉計画」と同様の令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

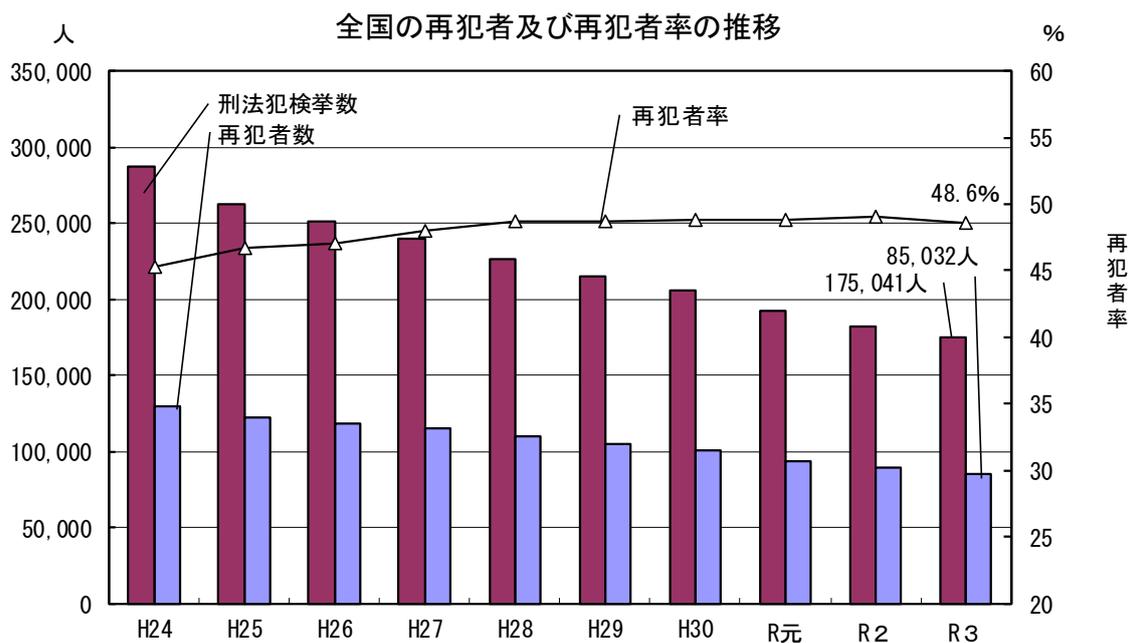
#### 3 現状と課題

平成 15 年に「犯罪対策閣僚会議」を設置し、犯罪の抑止をめざして様々な取組みを進めた結果、わが国の刑法犯認知件数は年々減少し、平成 28 年には戦後最少となりました。

その一方で、検挙者に占める再犯者の割合を示す「再犯率」が上昇し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

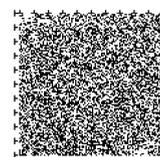
令和 4 年矯正統計によると、再犯者 8,033 名中、無職の人が 5,830 名と 72.6% となっています。就労状況以外にも住居がない等でやむにやまれず再び犯罪を行ってしまう人も多くいる他、犯罪を犯した人が高齢者、障がいのある人など通常の生活を営むためには、福祉による支援が必要な人という場合もあるなど、再犯を防ぐためには、本人の努力に加え、地域の人や事業者、行政からの支援も必要な人が少なくないというのが現状となっています。また地域の人や事業者からの理解を得たり、犯罪を犯した人を支援する体制整備を進めたりするための方策が課題となっています。





資料：令和4年度版再犯防止推進白書

年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
再犯者率 (%)	48.8	48.8	49.1	48.6



## 4 具体的な取組み

### 住民・地域の取組み

◇再犯防止のための取組みや活動に関心を持ち、協力しましょう。

◇社会復帰をめざす人が、様々な「生きづらさ」を抱えていることへの理解を深めましょう。

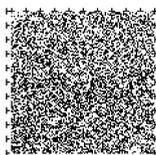
### 行政(町)の取組み

#### ① 就労・住居の確保

No.	内 容	主な担当課
39	生活困窮者の自立の促進を図ることで、就労や住居確保に結び付け、将来的な再犯防止につなげます。	福祉課 建築課
40	公営住宅等の募集について、町ホームページ、窓口等において情報提供を行い、住居確保につなげます。	建築課

#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

No.	内 容	主な担当課
41	“貧困の連鎖”を解消するため、生活保護世帯・生活困窮世帯の中学生、高校生に対する学習支援・高校進学支援を行うとともに、高校中退防止を図ります。	福祉課 子育て支援課
42	保護司会と連携し、青少年はもとより一般町民を対象に、非行・薬物乱用防止についての意識の高揚と正しい知識の普及・啓発活動を行います。	福祉課 子育て支援課
43	高齢者や障がいのある人、薬物依存者などの保健医療・福祉の支援を必要とする対象者の地域での生活が可能となるよう、適切なサービスにつなげるように努めます。	高齢介護課 福祉課 健康支援課

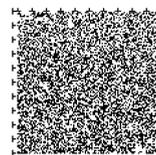


## ③ 広報・啓発活動の推進

No.	内 容	主な担当課
44	犯罪や非行を防止することを目的とした全国的な運動である、「社会を明るくする運動」において、保護司会が関係機関と連携し、取組みを推進します。	福祉課
45	青少年の健全育成と非行防止を推進するため、地域の関係団体と連携し、「非行のない地域づくり」を推進します。	子育て支援課
46	「ダメ、ゼッタイ。」普及運動等に協力し、町民に対して、薬物乱用による弊害に関する認識を促します。	健康支援課

## 社会福祉協議会の取組み

◇社会復帰をめざす人が、地域社会の中で様々な「生きづらさ」を抱えながら努力を重ねていることなどについて、広報・周知活動を行います。



## 基本目標 4 安心・安全な暮らしの「しくみ」づくり

### (1) 「福祉のまちづくり」の推進

#### 【現状と課題】

○埼玉県では、平成7年に「埼玉県福祉のまちづくり条例」、平成20年に「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」を制定し、数次の改正を経ながら建築物、駅などの公共交通機関の施設、公園、道路などのバリアフリー化を推進しています。

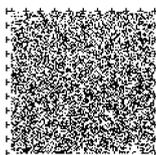
○視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、外国人など、情報を得ることが困難な人がいます。そのため、多種多様な方法で情報を提供する取組みが必要とされています。

- 不特定多数の人が利用する公的な施設が、誰にとっても使いやすく快適なものとなるよう、バリアフリー化およびユニバーサルデザインへの配慮を進める必要があります。
- 「福祉のまちづくり」を進めるためには、ハード整備だけではなく、各種媒体を活用したマナーアップの周知や、意識啓発を図る必要があります。

#### 基本的な考え方(取組みの方向)

バリアフリー化およびユニバーサルデザインの導入を進め、年齢、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを推進します。

施設整備などハード面の取組みには、費用や時間の問題からすぐに対応することが困難な場合もあります。そこで、福祉のまちづくりについての意識啓発を推進し、ハード・ソフト両面からの取組みを進めます。



## 具体的な取組み

## 住民・地域の取組み

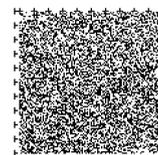
- ◇車いすに乗っている人や白杖を使っている人を見かけたら、手助けをしましょう。
- ◇「心のバリアフリー」を意識しましょう。

## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
47	公共施設の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。また、民間施設についてもバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。	福祉課 ほか施設管理担当課
48	歩道の整備、段差の解消等にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な道路環境の整備を進めます。	都市施設整備課
49	公共交通機関の事業者と情報共有を図り、バリアフリー化を進めていきます。	福祉課 総合政策課
50	「トイレマップ」を作成し「多機能トイレ」の設置を推進するなど、外出時の不安の解消に努めます。	福祉課
51	「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」に関する普及・啓発を図ります。	福祉課

## 社会福祉協議会の取組み

- ◇ボランティア団体と協働し、広報すぎとの音訳版「声の広報」の作成や活用を図るなど、障がいのある人の「情報バリアフリー化」を図ります。
- ◇障がい者団体と連携し、バリアフリーに関する普及・啓発を図ります。



## (2) 防犯・交通安全対策等の推進

### 【現状と課題】

- 道路や通学路などに危険な箇所があります。
- 街灯等が少なく、夜間の外出が不安な地域があります。
- 地域の自主防犯体制の確立・強化が必要とされています。
- 登下校中の交通安全および不審者対策のため、子どもたちの登下校時の見守りが行われています。
- 令和4年中の県内における交通事故死者数は104人（全国ワースト8位）でした。その中で、自転車乗用中の交通事故死者数は16人（全国ワースト6位）でした。

- 子どもたちの安心・安全を地域全体で支援するため、子どもたちの登下校時の安全対策や地域での防犯対策を、一丸となって実施していく必要があります。
- 交通安全対策を推進し、子どもたちを交通事故から守る必要があります。
- 自転車乗用中の痛ましい事故が多発していることから、自転車の交通安全対策を進める必要があります。

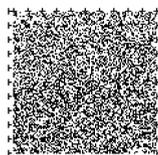
### 基本的な考え方(取組みの方向)

交通事故の発生を防止するため、警察や関係機関と連携して、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通の安全を確保するため、安全な道路環境の整備を計画的に進めます。

警察や関係機関・自治会等の地域団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供等を推進し、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、安全で安心な暮らしやすい地域社会実現のため、犯罪防止に配慮した生活環境の整備を進めます。



交通事故・特殊詐欺被害防止啓発キャンペーン



## 具体的な取組み

## 住民・地域の取組み

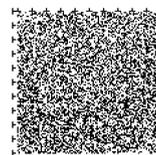
- ◇交通ルールを守り、交通安全に努めましょう。
- ◇地域の防犯活動、交通安全活動などに積極的に参加しましょう。
- ◇「子どもたちの安全は大人が守る」という意識を高めましょう。
- ◇日頃から、地域パトロール活動を心がけましょう。
- ◇自転車保険に加入しましょう。

## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
52	自主防犯活動を支援・促進し、各地域の防犯推進員と連携を図りながら、地域防犯体制の強化に努めます。	危機管理課
53	警察署、消防署などの関係機関・団体との連携を強化し、安心・安全なまちづくりに努めます。	危機管理課
54	防災無線や「広報すぎと」、町ホームページ、防犯メールなどを通じて防犯・交通安全の情報を発信します。	危機管理課
55	防犯灯やカーブミラー、ガードレールなどを整備し、安全な道路や通学路の確保に努めます。	危機管理課 都市施設整備課
56	自転車交通安全教室（スクアード・ストレイト）、自転車保険への加入及び放置自転車対策など、自転車や歩行者に関する交通安全対策を実施します。	危機管理課 都市施設整備課 学校教育課
57	高齢者の運転免許証自主返納支援事業等の実施により、高齢者の交通安全に努めます。	住民協働課 危機管理課
58	夏まつりや流灯まつりの際に、青少年育成推進委員によるパトロールを実施します。	子育て支援課
59	子ども110番「ホッとハウス」を委嘱し、子どもを一時的に保護する緊急避難所としての役割を依頼するなど、安心・安全な登下校を地域の力で守ります。	学校教育課
60	児童・生徒の下校時間帯に防災行政無線による一斉放送を行うとともに、青色防犯パトロールを実施し、見守りによる犯罪の抑止を図ります。	危機管理課 学校教育課

## 社会福祉協議会の取組み

- ◇警察と連携・協力して子どもや高齢者のための見守りネットワーク体制を整えます。
- ◇地域の見守り活動に協力します。



### (3) 権利擁護体制の充実

#### 【現状と課題】

- アンケート調査結果によると、老後の生活や介護、自分や家族の健康に不安を抱いている、という回答が非常に多くなっています。
- 一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などを狙ったいわゆる「特殊詐欺」や、悪質なリフォーム詐欺などの被害が発生しています。
- 高齢者、障がいのある人、子どもへの虐待の防止等のための法律が、それぞれ制定され、各市町村に窓口が設置されています。また、平成29年7月に、県において「埼玉県虐待禁止条例」が制定され、児童・高齢者・障がい者に対応した虐待の禁止等に関する施策を総合的・計画的に推進することとしています。
- 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日から施行されています。

- 高齢化の進行に伴い、医療・介護・福祉等のニーズがますます増大していくことが予想されます。
- 認知症の人や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない人たちが、各種のサービスを利用しながら安心して日常生活を送るためには、その権利の擁護を図る必要があります。
- 平成28年5月から「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行され、「市町村利用促進基本計画」の策定に努めることなどが求められています。

#### 基本的な考え方(取組みの方向)

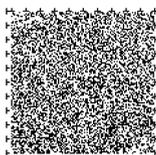
判断能力が十分でない人も地域の中で尊重され、安心して生活を送ることができるよう、権利擁護体制の充実に努めます。

また、地域の見守りにより、各分野の虐待の兆候を察知して支援に結び付けるとともに、緊急時には関係機関と連携して迅速に対応します。

#### 具体的な取組み

##### 住民・地域の取組み

- ◇身の回りで虐待などの異変に気が付いた時には、すぐに関係機関へ通報しましょう。
- ◇日頃から、特殊詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないよう、注意しましょう。

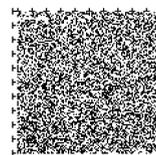


## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
61	各種人権啓発事業・研修会、人権啓発キャンペーン、人権相談や学校・社会における人権教育などを実施し、「人権が尊重される社会づくり」を推進します。	人権・男女共同参画推進課 学校教育課 社会教育課
62	関係機関と情報の共有化を図り、児童・高齢者・障がいのある人それぞれに対応した虐待の防止等に関する施策を推進します。	福祉課 子育て支援課 高齢介護課
63	高齢者などの消費者の利益を守るため、悪徳商法や詐欺などに関する情報の提供に努めるとともに、「杉戸町消費生活センター」の周知を図ります。	産業振興課
64	新しく地域福祉計画と一体的に策定した「町利用促進基本計画」の内容を推進し、「成年後見制度」の利用促進に努めます。(⇒70～73 ページ)	高齢介護課 福祉課
65	「障がい者虐待防止センター」が24時間対応であることを周知します。また、虐待に関する通報を受けた場合は、町による事実確認や訪問調査を実施するとともに、関係機関と連携して必要な措置を講じます。	福祉課
66	児童相談所等との連携を図り、必要に応じて面接や助言を行います。また、「広報すぎと」や街頭活動等により、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」等の周知を図り、児童虐待防止の普及・啓発に努めます。	子育て支援課
67	相談体制の充実を図るとともに、杉戸町要援護者あんしん見守りネットワークを活用し、地域で早期発見・早期対応を図り、虐待防止に努めます。	高齢介護課
68	乳幼児健診未受診者の把握や訪問活動などにより、虐待の早期発見に努めます。	健康支援課

## 社会福祉協議会の取組み

- ◇「市民後見人」の育成を図ります。
- ◇「福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)」を実施し、福祉サービスの提供や相談、日常生活上の手続きや金銭に関する援助を行うなど、判断能力に不安のある人が安心して生活できるよう支援します。



#### (4) 「成年後見制度」利用の促進（杉戸町成年後見制度利用促進基本計画）

##### 1 計画策定の趣旨

- ・認知症の人や知的、精神障がい者など、判断能力が十分でない人が今後、増加していくことが見込まれます。そのような人の権利や財産を守り、支援するのが「成年後見制度」ですが、非常に重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない現状があります。
- ・そういった現状を改善すべく、国は、平成28年5月に「成年後見制度利用促進法」を施行し、翌年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定して、概ね5年の間に市町村は、国の基本計画を勘案して市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」を定めるよう努めるものとしています。
- ・制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進めるために、取組みを総合的に推進していくことが重要であることから、「地域福祉計画」と一体のものとして策定するものです。

##### 2 計画の位置づけと期間

- 本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に定める「市町村利用促進基本計画」として、位置づけます。
- また、本計画は「第3次杉戸町地域福祉計画」と一体の計画として策定することから、計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

##### 3 「成年後見制度」とは…

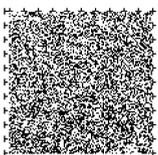
- 判断能力が不十分な成年者（認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等）が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをし、その人を援助してくれる人（「後見人」）を付け、財産管理や福祉サービスの利用などを任せる制度です。

法定後見制度：本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の不安に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。

類型	対象となる人	援助者	
補助	判断能力が不十分な人	補助人	・監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な人	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	成年後見人	

} 法定後見制度

任意後見制度：本人の判断能力が不十分になったときに、本人が予め結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。

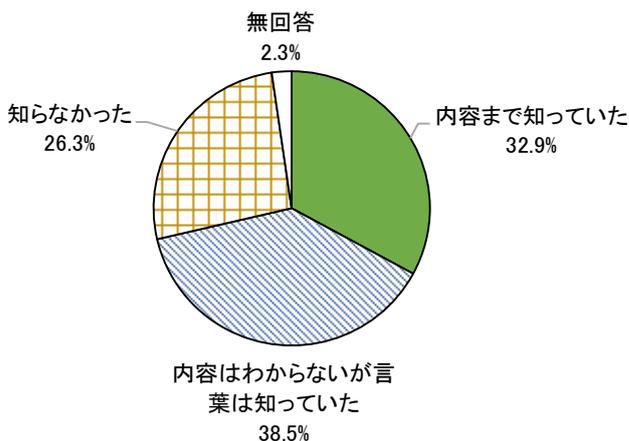


## 4 現状と課題

成年後見制度の本町の現状について、町民アンケート調査を見ると、「成年後見制度」の内容まで知っている人は3人に1人程度となっており、その利用については、「わからない」が36.7%で最も多くなっています。成年後見制度の利用促進をするにあたり、成年後見制度の周知啓発を行い、内容まで知っている人を増やすことが重要となります。

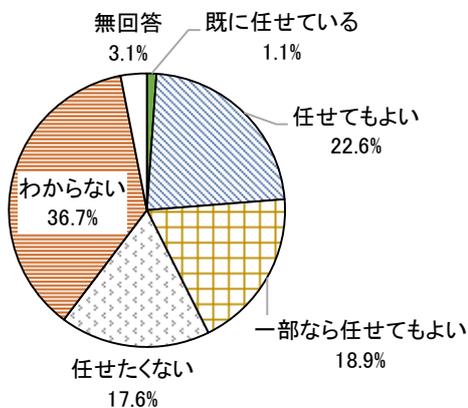
### ○【アンケート調査（令和5年）】結果

回答者数：818



・「成年後見制度」を知っていたかについて、「内容まで知っていた」と答えた人は32.9%と、3人に1人程度の認知度となっています。

回答者数：818

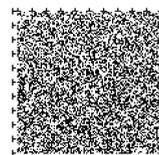


・「財産の管理や契約などについて万一自分自身では判断ができなくなった場合、「成年後見人」に財産管理などを任せることについてどう思うかについては、「わからない」という答えが36.7%と最も多く、「任せてもよい」は22.6%となっています。

## 5 具体的な取組み

### 住民・地域の取組み

◇判断能力が衰えた時に備えて、日頃から「成年後見制度」について、身近な人と話をするなど、関心を持つようにしましょう。



## 行政(町)の取組み

### ① 「成年後見制度」の広報・周知

No.	内 容	主な担当課
69	地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、支援を必要としている人が適切に制度を利用できるように、「成年後見制度」の広報・周知に努めます。	高齢介護課 福祉課

### ② 体制（中核機関・ネットワーク）の整備

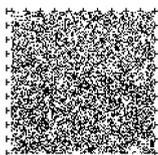
No.	内 容	主な担当課
70	町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進の機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関を設置し、4つの機能（①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能）を段階的に整備します。 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職に対し、「地域連携ネットワーク」の中心的な担い手として、中核機関の設置と円滑な業務運営への積極的な協力を依頼します。	高齢介護課 福祉課

#### 【地域連携ネットワークの役割】

- ・権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- ・早期の段階からの相談、対応体制の整備
- ・意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

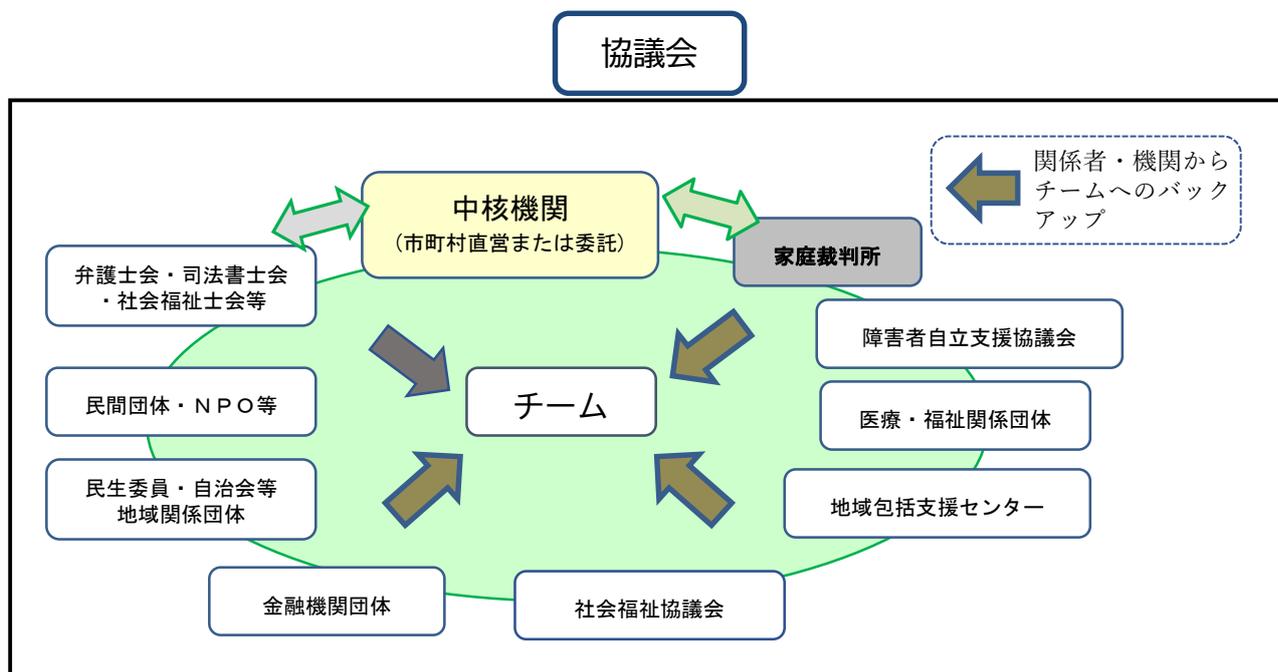
#### ■中核機関の4つの機能

機能	概 要
広報	・成年後見制度に関する普及・広報を行います。
相談	・相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。 ・専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。
利用促進	・市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を実施します。
後見人支援	・親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合に、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。



③ チーム・協議会の整備

No.	内 容	主な担当課
71	本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームを組織し、そのチームが本人を支える仕組みをつくります。 また、「中核機関」が中心となり、各専門職の団体や医療・福祉関係者等が定期的集まる「利用促進協議会」を組織して、本人を支えるチームを支援するとともに、地域課題の検討・解決に向けた協議を行います。	高齢介護課 福祉課

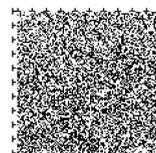


④ 市民後見人の養成

No.	内 容	主な担当課
72	今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくため、町社会福祉協議会と連携し、市民後見人の養成講座の開催を検討します。	高齢介護課 福祉課

社会福祉協議会の取組み

- ◇成年後見制度の意義や重要性などについてより広く周知啓発を図り、制度の利用を促進します。
- ◇町と協同・連携して、「市民後見人養成講座」を開催していくよう、検討を進めます。



## (5) 災害時等における支援のしくみづくり

### 【現状と課題】

- アンケート調査結果によると、安心して暮らしていくために地域内にあれば良いと思う活動として、「緊急事態が起きたときの対応」が64.8%と最も多く、次いで「子どもや高齢者、障がいのある人への手助け」が30.6%と多くなっています。また、「交通安全や防災・防犯などの活動」との回答も29.8%と多く、第3位となっており、災害などの緊急時における手助けの意識は高いものがあります。
- 町では、災害時に一人では避難することが困難な高齢者や障がいのある人への支援体制（安否確認・避難誘導など）を整備するため、「避難行動要支援者登録制度」を創設し、平成30年1月より施行しています。

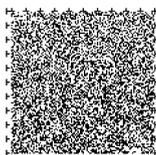
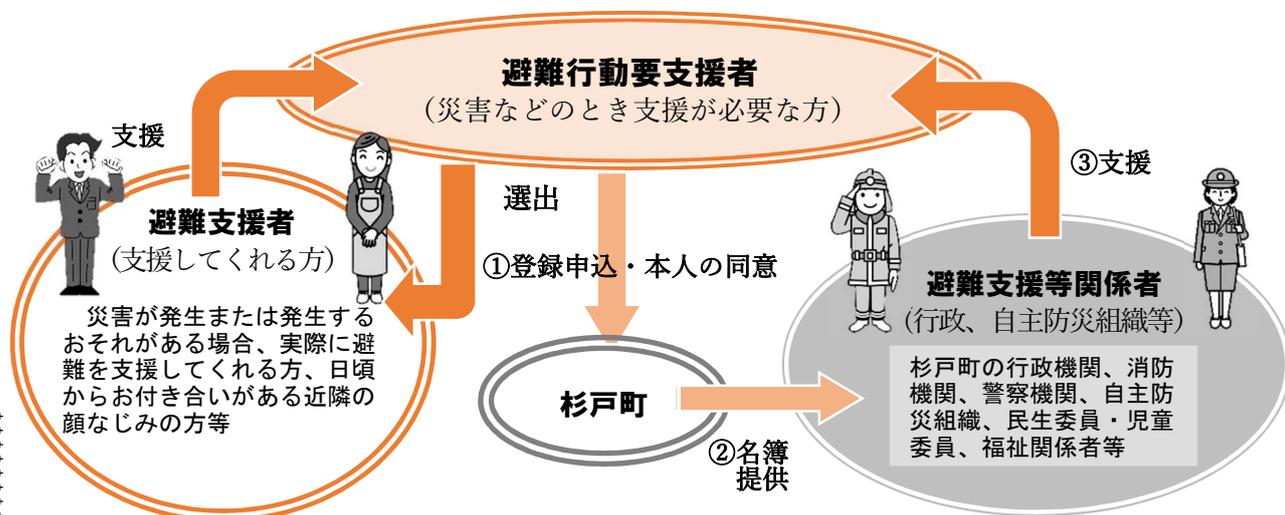
- 災害対策の充実には、町民一人ひとりの意識向上を図り「地域防災力」を高めていくことが必要不可欠になるため、「自主防災組織」への支援を行う必要があります。
- 災害時に支援を必要とする高齢者や障がいのある人などを把握して、避難を支援する人や活動内容をあらかじめ整理しておくなど、地域での取組みが必要です。
- 「避難行動要支援者」を支援する人の確保が課題となっています。
- 大規模な災害が発生した場合に備え、ボランティア団体等の協力体制を整備する必要があります。

### 基本的な考え方(取組みの方向)

災害に強いまちづくりを進めるためには、町民一人ひとりの意識向上を図り、地域における防災力を高め、町民や関係機関・団体・行政などが協力して防災対策に取り組む必要があります。

また、一人暮らし高齢者や障がいのある人などが迅速・安全に避難できるよう支援・協力の体制の整備を図り、関係機関・団体と避難行動要支援者の情報を共有し、的確な対応ができる体制づくりを進めます。

＜「避難行動要支援者登録制度」のイメージ＞



## 具体的な取組み

## 住民・地域の取組み

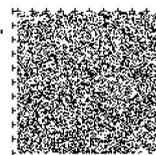
- ◇非常時や災害に備え、食料・飲料水を備蓄しておきましょう。
- ◇災害用伝言ダイヤルや、緊急時の連絡先を確認しておきましょう。
- ◇日頃から、災害時の危険箇所や避難場所を確認しましょう。
- ◇「自主防災組織」の活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ◇災害時に一人では避難することが困難な高齢者や障がいのある人については、「避難行動要支援者名簿」に登録するとともに、支援してくれる人との交流を心がけましょう。

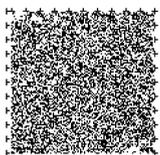
## 行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
73	庁内の連携を強化し、災害時の支援の充実を図ります。	危機管理課
74	「防災士」の養成や「自主防災組織」の活動を支援します。	危機管理課
75	学校での防災教育を推進し、幼少期からの防災意識を高めます。	学校教育課
76	民生委員・児童委員などと連携し、日頃からの見守り活動や相談・支援活動を通して要支援者情報の把握に努めます。	福祉課
77	「避難行動要支援者避難支援計画」の町民への周知を図り、推進していきます。また、「避難行動要支援者名簿」や「避難行動要支援者個別計画」を作成し、関係機関・団体、自主防災組織、民生委員・児童委員などと情報を共有して、災害時における避難支援体制の強化を図ります。	福祉課 危機管理課 高齢介護課
78	一次避難所・二次避難所の運営体制の整備に努めます。	福祉課 危機管理課 高齢介護課

## 社会福祉協議会の取組み

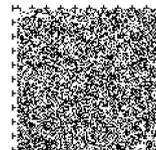
- ◇日頃から、「友愛訪問」等を通じて要援護者の状況把握に努めます...
- ◇「避難行動要支援者名簿」に記載された個人情報適切に管理します...
- ◇「災害ボランティア養成講座」を実施し、養成に努めます...
- ◇「福祉避難所(すぎとピア)」の避難訓練について調査・検討を行い、実施します...

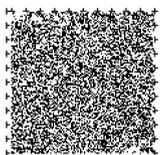




---

## 第5章 計画の推進と進行管理





## 1 推進・進行管理の考え方 ～計画の着実な推進に向けて

### (1) 計画の周知

地域福祉を推進するには、この計画が目指す「地域福祉の基本理念」や各種の取組みについて、町民・地域、関係機関・団体、行政（町）、社会福祉協議会などの関係するすべての人や組織が共通の理解を持つことが重要です。

このため、広報すぎとやホームページなどを通じて計画を公表し、めざす地域福祉について幅広く周知します。

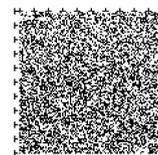
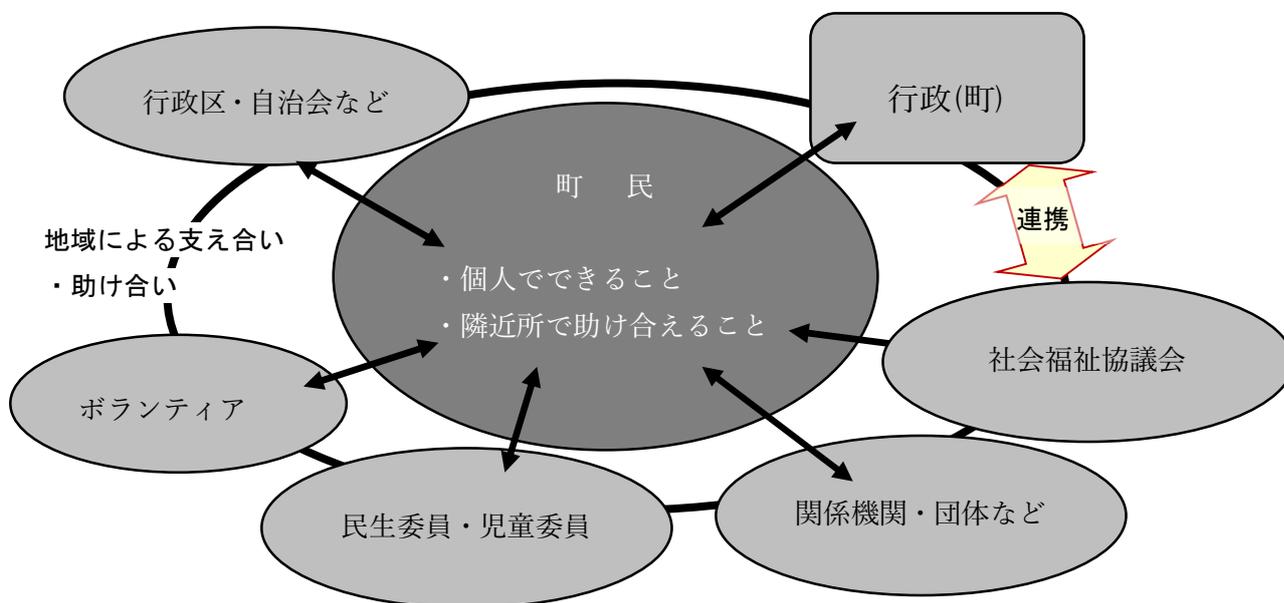
また、周知・普及活動をより一層推進していくため、具体的な取組みや活動の事例を紹介するなど、理解と参加・協力を求めるとともに、町民への周知を図ります。

### (2) 役割分担と協働・連携による計画の推進

本計画の推進体制として、地域福祉の概念である「自助」、「共助」、「公助」に対し、町民・地域、行政（町）や社会福祉協議会などが、それぞれの立場において取組みを実行する必要があると考えます。

この計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが協働・連携し、役割を果たしながら進めていくことが重要になります。

#### <協働のイメージ図>



### ①町民の役割

「地域」の主役は、そこに暮らし、地域をいちばんよく知っている町民一人ひとりです。

地域福祉を推進するために、町民が地域社会の一員としての自覚を持ち、身近なところで何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的に地域活動に取り組んでいくことが期待されます。日頃から、あいさつや身近な交流を実践し、コミュニケーションを図り、困った時に助け合える関係をつくっていくことが必要です。

### ②行政区・自治会などの役割

行政区・自治会などの地縁に基づく組織は、町民に最も近い存在であり、地域活動の基盤となります。町民の地域生活を支える活動を推進するとともに、地域の課題や支援が必要な人の情報等を把握し、行政（町）などと協働して、必要な支援・サービス・活動につなげていくことが期待されます。

また、見守り活動や災害時の協力体制等の地域活動においても、大きな期待が寄せられています。

### ③ボランティアなどの役割

ボランティアなどは、地域の課題解決に主体的に取り組む担い手として、地域に密着した活動を展開しています。

町民にとって身近な存在であることから、具体的な支え合い・助け合い活動の第一歩を踏み出す「きっかけづくり」としての役割が期待されます。

### ④民生委員・児童委員の役割

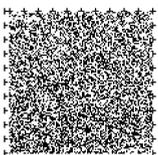
民生委員・児童委員は、常に町民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行う、町民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手です。

また、行政（町）などの関係機関と町民とのパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、町民同士の支え合い・助け合い活動の中核（地域福祉活動の推進役）としても、大きな期待が寄せられています。

### ⑤関係機関・団体などの役割

関係機関には、地域住民と関わる中で気づいた地域の課題につき専門機関や町等と連携を図りながら、課題の解決に向けてできることに取り組むことなどが期待されます。また、関係団体には、地域福祉を組織的に支えていく基盤となることから、あらゆる町民に地域福祉活動への参加の機会を提供するとともに、参加の呼びかけや受入れを促進するなど、地域に密着した活動が求められます。

さらに、支援を必要とする人たちの多様化するニーズに対応していくため、活動団体間の連携や地域福祉を担う主体との連携を図るなど、自らの活動内容を一層充実させていく姿勢も求められます。



### ⑥社会福祉協議会の役割

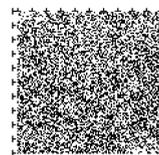
社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、地域福祉を推進していくことを使命とし、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざす組織です。

また、地域福祉を支えるボランティアの活動支援や新たな人材発掘と育成、個々のニーズと福祉サービスをつなげる調整機能など、社会福祉協議会が持つ専門的な知識と多様な団体・機関と協働できる特性を生かした事業展開に期待が寄せられています。

### ⑦行政（町）の役割

地域福祉の推進に当たっては、町民や関係団体等の自主的な取組みが重要な役割を担います。

一方で、行政（町）は町民の福祉の向上をめざして福祉政策を総合的に推進していく役割を担っています。町民や関係団体等の自主的な取組みを様々な形で支援するため、行政区・自治会、ボランティア、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、協働・連携を図り、地域の福祉活動を推進します。



### (3) 計画推進・進行管理の体制 ～「PDCAサイクル」の確立

本計画の基本理念である「多様な人々とつながり 助け合い みんなで支えるまちづくり」を実現するためには、地域住民やボランティア団体、社会福祉協議会などをはじめとした多様な主体が、協働・連携を図りながら、幅広い取組みを実施していくことが求められています。そのために、町の財政状況も考慮しながら、関係各課が緊密な連携を図り、行政（町）は総力を挙げて地域とともに取り組みます。

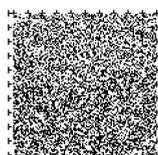
また、本計画は町民との協働により取り組んでいく計画であることから、町民や福祉関係団体の代表者などで構成する「杉戸町地域福祉計画推進協議会」において計画の進捗状況（行政（町）の取組み）等の点検・評価を行います。

さらに、令和11年度には成果指標を含めた最終評価を実施するなど、効果的に計画の進行を管理します（「PDCAサイクル」の確立）。

「PDCAサイクル」のイメージ

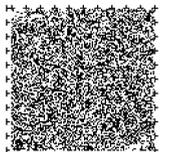


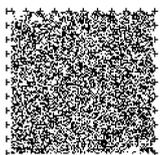
Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Action（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う



---

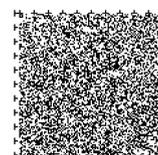
# 資料編





## 1 策定経緯

年月日	
令和5年6月7日	第1回杉戸町地域福祉計画策定検討委員会の開催（書面） ・第2次杉戸町地域福祉計画に関する取組状況（総括）について ・第3次杉戸町地域福祉計画の策定について
6月27日	第1回杉戸町地域福祉計画推進協議会の開催 ・第2次杉戸町地域福祉計画に関する取組状況の報告（令和4年度） ・取組状況に対する評価（令和4年度） ・第2次杉戸町地域福祉計画に関する取組状況（総括）の報告 ・第3次杉戸町地域福祉計画策定に関する報告
7月15日 ～ 8月7日	地域福祉に関する町民アンケート調査の実施 ・対象：18歳以上の町民2,000人（無作為抽出） ・回収率：40.9%（有効回答数：818件）
10月27日	第2回杉戸町地域福祉計画推進協議会の開催 ・地域福祉に関する町民アンケート調査結果の報告 ・各課、社協による次期計画に係る取組内容の検討結果の報告
11月17日	杉戸町地域福祉計画策定検討委員会 作業部会の開催 ・地域福祉計画策定に関する町民アンケートの結果報告 ・計画書案の検討について
12月8日	第2回杉戸町地域福祉計画策定検討委員会の開催 ・計画書素案の検討について ・パブリックコメントの実施について
12月13日	第3回杉戸町地域福祉計画推進協議会の開催 ・計画書素案の検討について ・パブリックコメントの実施について
12月25日 ～ 令和6年1月24日	パブリックコメント（住民意見提出制度）の実施 ・意見数（提出者数2人、意見8件）
2月6日	第3回杉戸町地域福祉計画策定検討委員会の開催（書面） ・パブリックコメントの結果報告について ・計画素案の承認について
2月27日	第4回杉戸町地域福祉計画推進協議会の開催 ・パブリックコメントの結果報告について ・計画素案の承認について
3月13日	第3次杉戸町地域福祉計画の決定



## 2 杉戸町地域福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 杉戸町における地域福祉施策の計画的な推進を図るため、杉戸町地域福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 杉戸町地域福祉計画に基づく事業の推進に関する事項
- (2) 杉戸町地域福祉計画の改変に関する事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、町長が委嘱する10名以内の委員をもって構成する。

2 前項委員のうち、次の団体から各1名を委嘱する。

- (1) 高齢者保健福祉審議会
- (2) 子どもにやさしい街づくり推進会議
- (3) 杉戸町障がい者計画推進懇話会

3 前項の委員のほか、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員が互選により定め、会務を統括する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

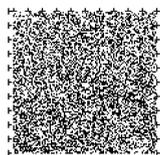
第7条 協議会の庶務は、杉戸町福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

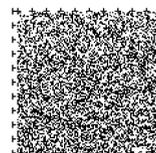
この告示は、公布の日から施行する。



### 3 杉戸町地域福祉計画推進協議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属団体等
1	長岡 朝子	杉戸町高齢者保健福祉審議会
2	藤倉 正	杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議
3	金森 孝之	杉戸町障がい者協議会
4	大久保 佐知子	杉戸町民生委員児童委員協議会
5	藤田 敏男	杉戸町区長会
6	坂巻 東洋	春日部地区保護司会杉戸支部
7	間宮 佐	杉戸町障がい者計画推進懇話会
8	笹川 景子	杉戸町JMA地域包括支援センター
9	末永 さやか	杉戸町良宝園地域包括支援センター
10	濱田 明美	杉戸町母子愛育会



## 4 杉戸町地域福祉計画策定検討委員会設置規程

(設置)

第1条 杉戸町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関する計画の立案及び素案の策定を行うため、杉戸町地域福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の立案及び素案の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定において必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長に福祉課長を、副委員長に高齢介護課長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に掲げる事項に関して実務的な調査・研究を行うため、検討委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる部署の主幹の職にある者及び委員長が認めた者をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第12号）抄

(施行期日)

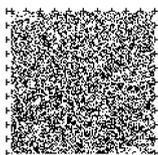
1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第20号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

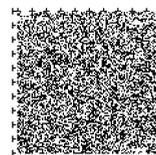
附 則（令和4年3月15日訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。



## 5 杉戸町地域福祉計画策定検討委員会委員名簿

部署名	職名
秘書広報課	課長
総合政策課	課長
管財契約課	課長
総務課	課長
デジタル推進室	室長
人権・男女共同参画推進課	課長
住民協働課	課長
危機管理課	課長
町民課	課長
子育て支援課	課長
高齢介護課	課長
健康支援課	課長
都市施設整備課	課長
市街地整備推進室	室長
建築課	課長
産業振興課	課長
教育総務課	課長
学校教育課	課長
社会教育課	課長
杉戸町社会福祉協議会	事務局長
福祉課	課長





## 第3次杉戸町地域福祉計画

杉戸町再犯防止推進計画

杉戸町成年後見制度利用促進基本計画

令和6年3月発行

発行 杉戸町

編集 杉戸町 福祉課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号

電話 0480-33-1111 (内線 263)

FAX 0480-33-4561

町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp>

